

州藝

嚴島圖會

卷之五



嚴島圖會卷之五

目錄

- 正月元日御衣献正月一日 御衣献上
- 同日巳刻御供同日巳刻 御供
- 同日巳刻御供同日巳刻 御供
- 二日巳刻兩宮御供二日巳刻 兩宮御供
- 同日兩宮御供同日 兩宮御供
- 同日寶藏院同日 寶藏院
- 五日禁裡祈禱五日 禁裡祈禱
- 七日七種神樂七日 七種神樂
- 同日西宮御供同日 西宮御供
- 同日御弓始同日 御弓始
- 十五日御簾下十五日 御簾下
- 十六日兩宮御供十六日 兩宮御供
- 同日管絃講同日 管絃講
- 十八日法花會十八日 法花會
- 廿日百子射廿日 百子射
- 廿五日連歌會廿五日 連歌會
- 初申御祭初申 御祭
- 酉日御祭酉日 御祭
- 二月朔日仁王會二月朔日 仁王會
- 末日夜祭末日 夜祭
- 同日法花八講同日 法花八講
- 彼岸講彼岸 講
- 三月上巳兩宮御供三月上巳 兩宮御供
- 十二日御簾捲十二日 御簾捲
- 十四日試樂十四日 試樂
- 同日御外刻御供同日 御外刻御供
- 同日御簾捲同日 御簾捲
- 同日大元御供同日 大元御供
- 同日大元御供同日 大元御供
- 同日揚枝献上同日 揚枝献上
- 同日西宮御供同日 西宮御供
- 同日法花會同日 法花會
- 同日御弓始同日 御弓始
- 同日神樂始同日 神樂始
- 同日法花會同日 法花會
- 同日御弓始同日 御弓始
- 同日神樂始同日 神樂始
- 同日法花會同日 法花會
- 同日御弓始同日 御弓始
- 同日神樂始同日 神樂始



十五日夜大宮祭 よぢあみやまつり

十六日神能 しんのう

十八日御簾下 みばた

廿月八日法花會 かつくさ

五月端午御供 たんどご

六月八日最勝講 さいしょうこう

十六日夜舟管弦 ふねくだんげん

七月七日御虫于 かむむし

同日両宮御供 りやうみやご

同夜延年舞 まひ

十六日十七日兩夜多賀江念佛 りやうやたがえねんぶつ

十八日御洗 かんあらい

九月九日兩宮重陽御供 りやうみやちゆうやうご

十二日新嘗御供 あたらむねご

十二日大宮祭

十一月申日鎮座祭 ちんざ

十二月八日引声 ひんせう

廿五日御衣總 みそぬい

日别淨供 ひべつじやうご

月次御燈 つきぢごとう

孟武林書

雨 奇

好 志

情



嚴島圖會卷之五

祭禮并年中行事禱祀故事

○類聚國史月次祭曰弘仁二年七月安藝國佐伯郡速谷神伊都

岐島神並預名神例幣去

○延喜式四時祭曰神祇官所祭之神七百三十七座案本在書神考を記まればとも為社ハこの國の一宮座

三百四座安藝國一座去

別絶五尺五色薄絶各一尺倭文一尺木綿二兩麻五兩庸布一丈

四尺倭文纏刀秋絶三寸 布纏刀秋布三寸 各一口四座置八座置

各一束楯一枚捨鋒一竿弓一張鞞一口鹿角一雙鋤一口酒四升

饅堅魚各五兩腊二升海藻滑海藻雜海菜各六兩鹽一升酒坏一

口裹兼薦五尺去

○同書館時祭曰名神之祭二百八十五座速谷神社一座伊都岐

神馬献上
じんまけんじょう



治承二年十一月
ちようじょうににんじゅういちがつ
内府重盛公より
うちうらふしげもりこうより
当社へ馬を献せ
たうじやまをまをよこせ
一ことあつこの番
いことあつこのばん
そのさまをゑかざ
そのさまをゑかざ
せうたう
せうたう



島神社一座以上安座別絶五尺綿一屯絲一約五尺薄絶各一尺木綿二両麻五両若料薦二十枚若有大禱者加絶五丈五尺以布一端代絲一約云々

○百練抄曰治兼二年戊戌六月以中宮有身奉幣嚴島

○山槐記曰治兼二年十一月十二日内大臣被奉馬於諸社臨其時引立西門外侍等相具參向所々云々但大神宮御馬被付在京之禰宜伊都岐島御馬又付在京神主云々大神宮二足中伊都岐島一足云々

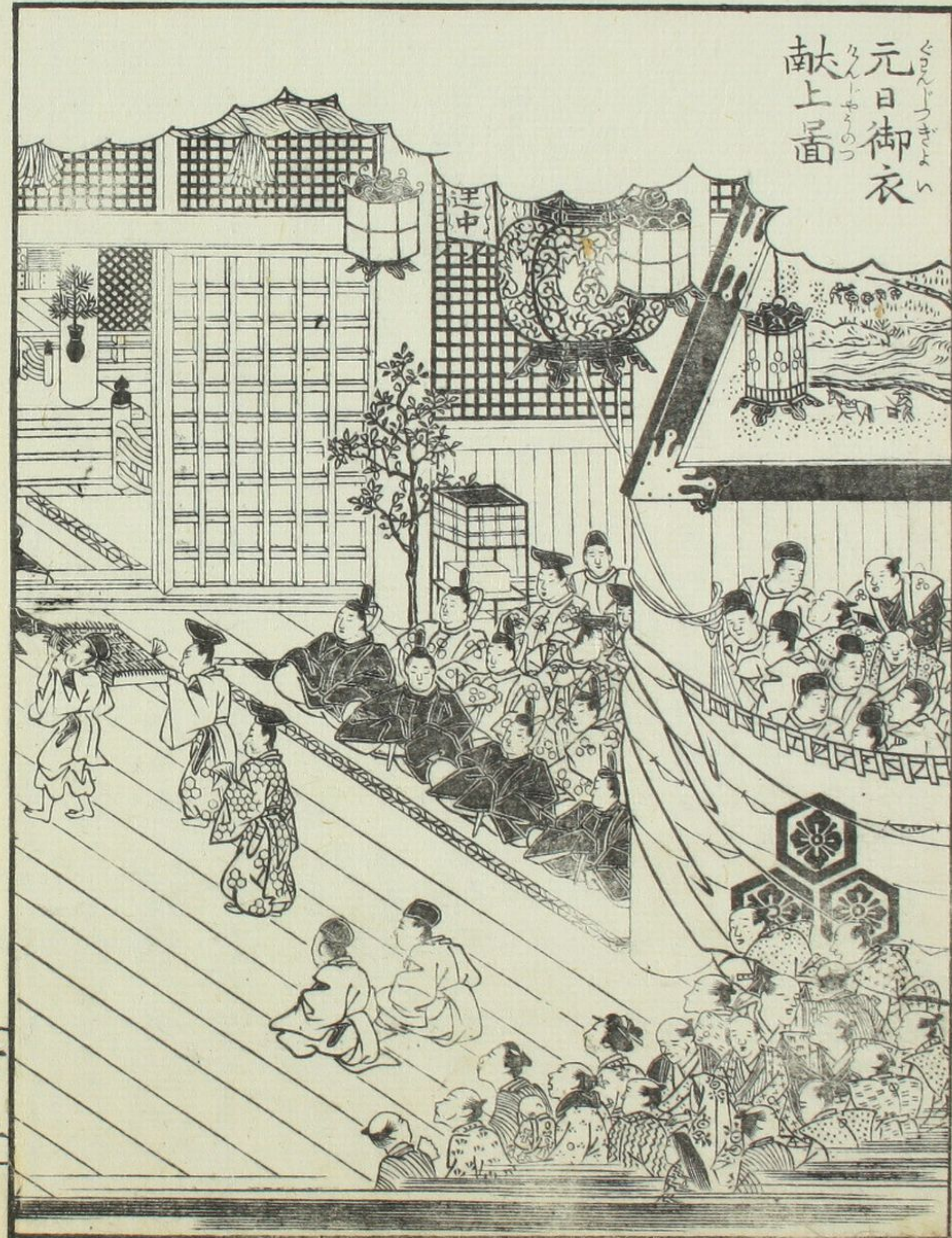
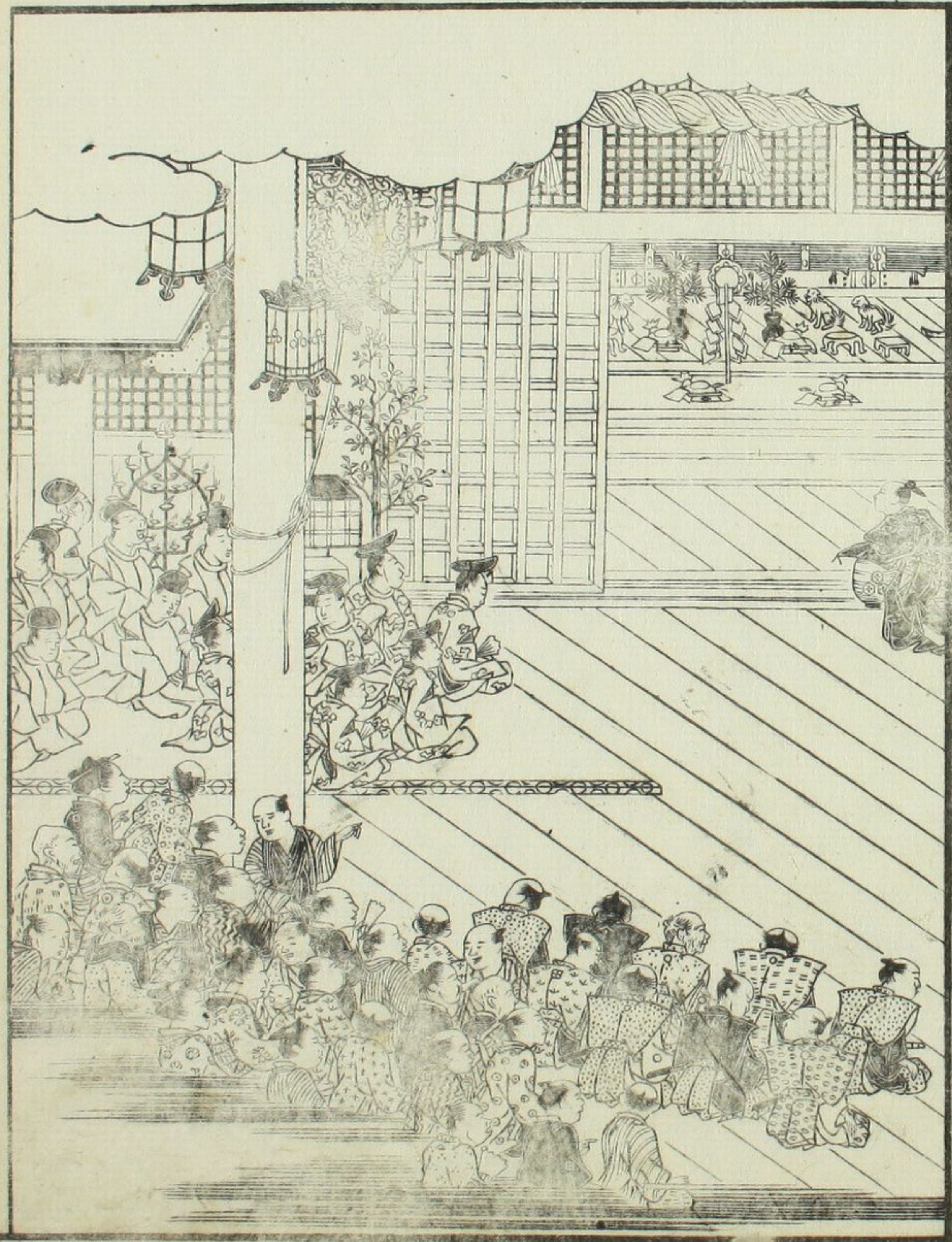
○百練抄曰治兼三年二月廿四日以安菟國伊都岐島社可加二十二社之次第并祭禮日事等有其沙汰右大臣兼實已下大外記頼業師尚等預勅問計申之以二月十一月上申日可為祭禮日之由被定仰先議公卿

○山槐記曰治兼三年二月廿九日被發遣祈年穀奉幣安菟伊都岐島可令列二十二社之由有沙汰頭中將通親朝臣被仰下去而猶彼社祭日只可令預官幣之由有議止二十二社列

○同書曰治兼三年三月廿六日被遣伊都岐島奉幣上卿三條大納言實房并藏人右少弁光雅藏人中宮大進基親申沙汰之使左中將重衡朝臣去年中宮御產之時始被立奉幣使同重衡朝臣于左馬頭御願趣見宣命後聞使翌日下向陰陽寮

擇申可被遣 御幣使於伊都岐島社
三月廿六日甲申 時未二點

治兼三年三月廿六日 大 權漏刻博士菅野朝臣季親
屬菅野朝臣季長



奉幣

伊都岐島社使

左近衛權中將平朝臣重衡

權

助賀茂朝臣濟兼

治養三年三月廿六日

天皇我詔旨止掛畏支伊都岐島太神乃廣前爾恐美恐美申給
 者久申夫本朝者神國太利振古以降太聖主哲君毛皆依神之
 冥助互專仰國之緝熙久暫以眇身互天乃日嗣乎傳給倍利夕
 惕之思比年序多積礼利爰太神者殊致鎮護於國家志廣無靈
 眷於民俗前因茲互去年歉情乃中尔有思食夏天令祈給布處
 尔御意乃任尔相叶倍利是偏神德乃所及奈利其由乎報賽志
 免給比兼又殊有所思支始自今年十一月申日天每年乃二季
 御祭尔限以永代天幣帛潔妙尔調餽互可令發遣給奈弥益尔

廣惠

美厚

御助

令施給

倍所思給

天奈

故是以

吉日良辰

乎

見定

正四位

下行左

近衛權中

將兼東宮

亮平朝臣

重衡

乎

差

使互

禮代乃

御幣仁

金銀乃

御幣乎

相副天

令捧持

互奉出給

布

大神

此狀乎

平安久

聞召天

聖曆惟

遙尔

御躰又

摠尔

天皇我

朝廷

平宝祚

無動久

常磐尔

堅磐尔

夜守日

守尔

護奉給

天北關

之望

埠尔

赤松論

纂志

東闡之

璣砌尔

昔椿獻

年天

風不鳴

兩無

破塊久

五穀豐

登尔

四海愷

樂尔

護恤給

止恐美

恐美申

止久

申

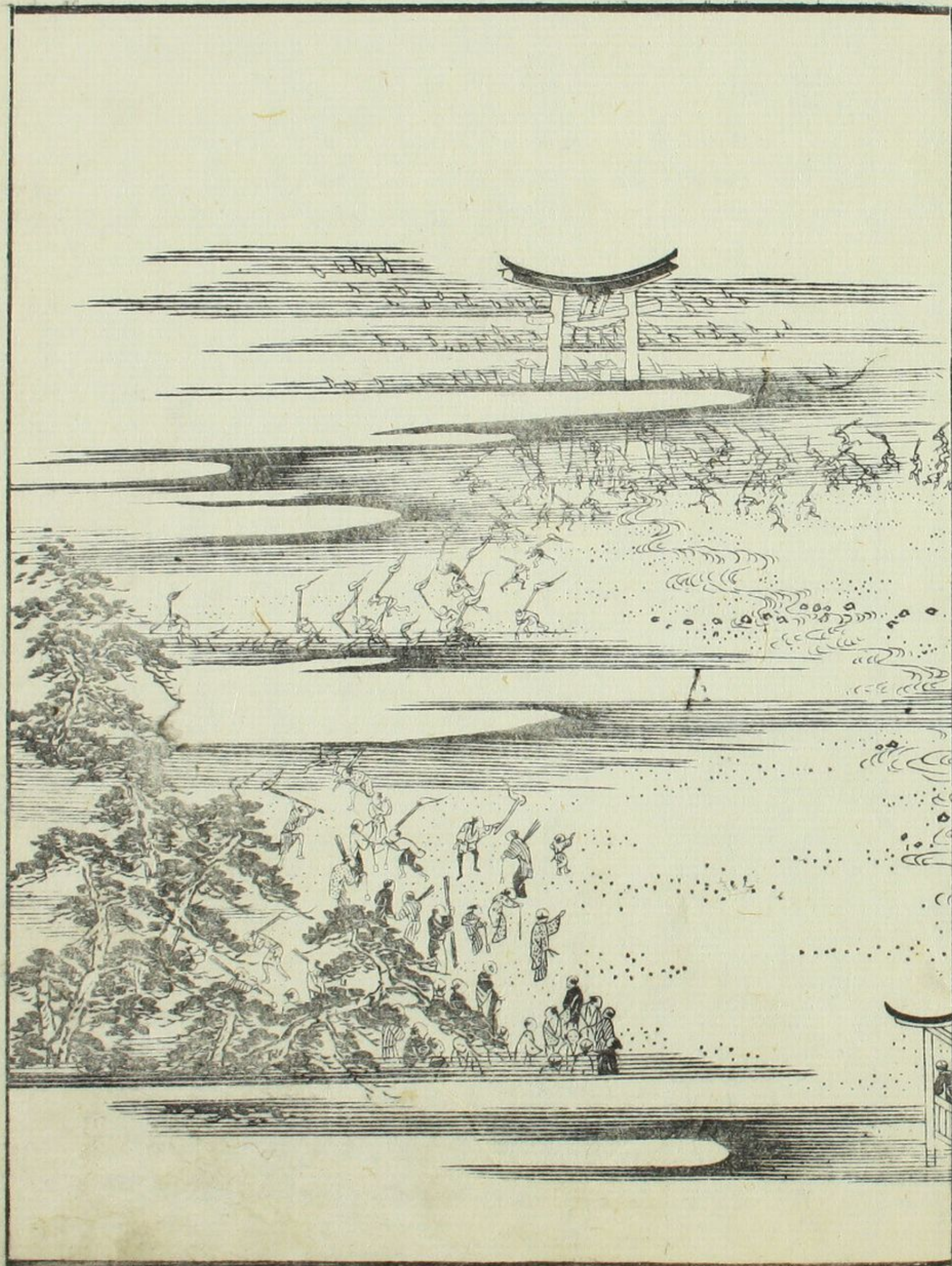
治養三年三月廿六日

大外記業實草之

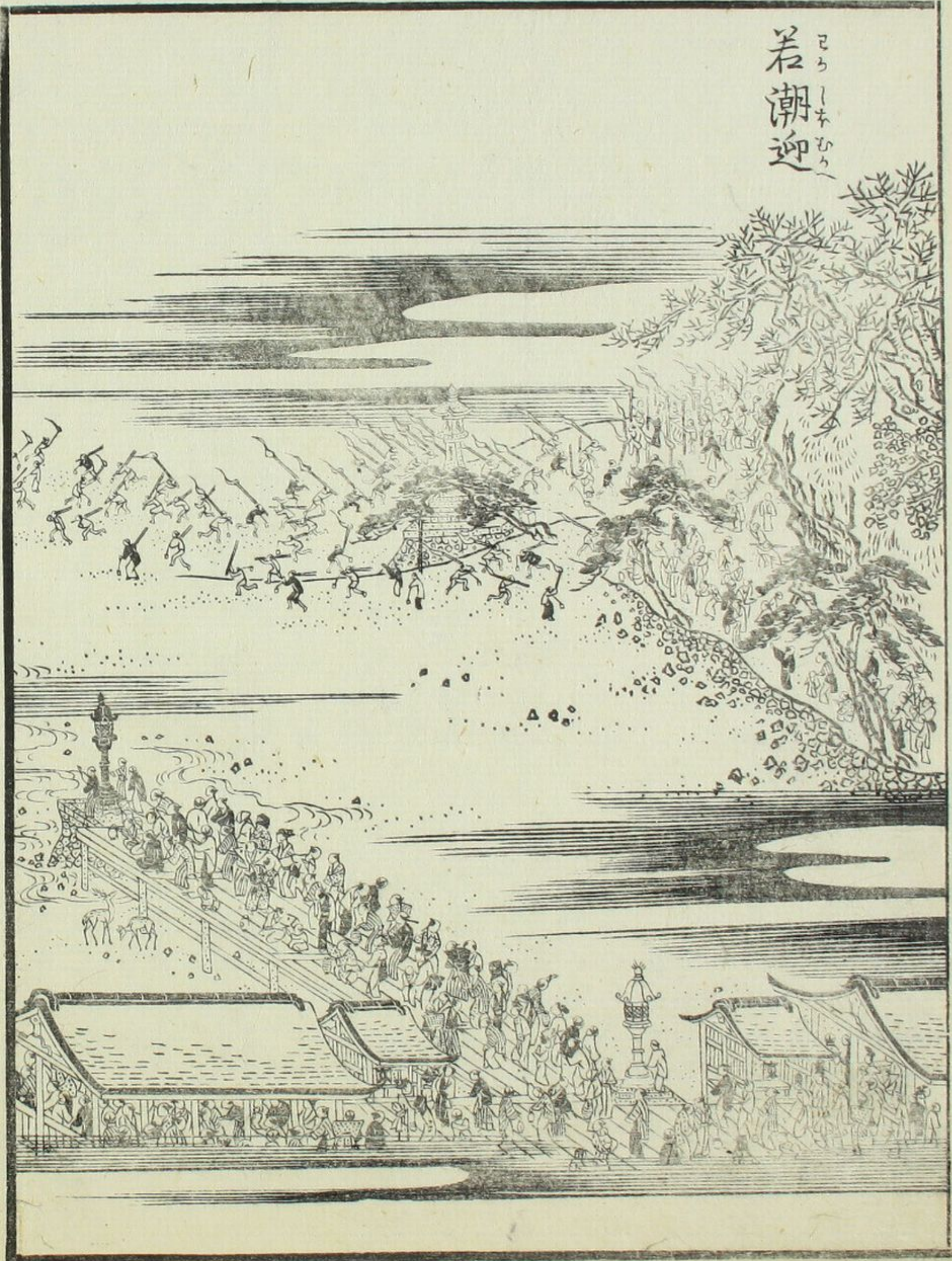
○東鑑曰文治三年六月三日癸酉去々年平氏討滅之時於長門

國海上宝劍紛失雖被搜求于今不出來猶凝御祈禱仰嚴島神主

安執从景弘以海人依可被索之屬申粮米也早可召仰西海等之



若潮迎
わかしほむかえ



昔被宣下仍今日有沙汰可被充催之由

○百練抄曰文治三年七月廿日己未奉幣七社依寶劍御祈也今日被遣勅使於長門國且被祈謝為令搜索也神祇大副卜部兼衛大藏少捕安倍恭成等為使前安執守佐伯景弘去項下向景弘合戰之時在彼國存寶劍沈没之取去

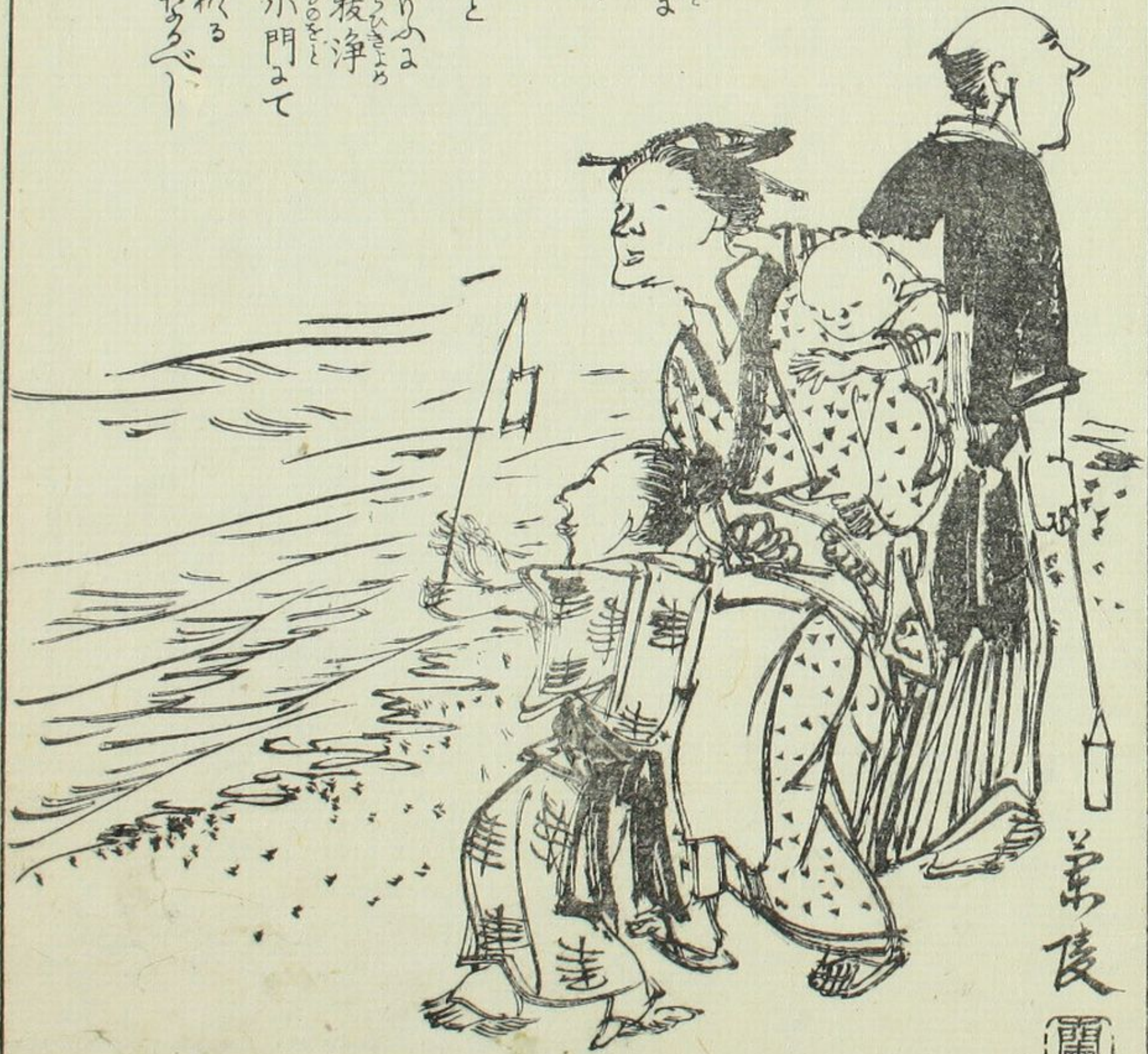
正月

元日浴衣献上

寅の上刻鋪設をはりて浸板守佛前へ浴衣を奉る祝降これを内陳に納む白綾小地紋亀甲を織たるなり旧衣を裁て社家中へ配分次○この日拂曉新潮逆とて島俗手に松明を持ち小桶を提げ居の浜に群集して潮水を汲て入り屋内を襖ぎ清免身の垢を洗ひ奉社に捧掲也

當島に家居

大神の餘沢をりて世をけりてちれい清淨を專とせし事よてても若潮迎の初より毎朝は家より濱辺へ出く潮をて屋内を淨免後神前まもうつること一日も怠らばといひおひよ本朝をへ潮をもて後淨むることをなるハ桶小門にて御襖の事よりかへ被る

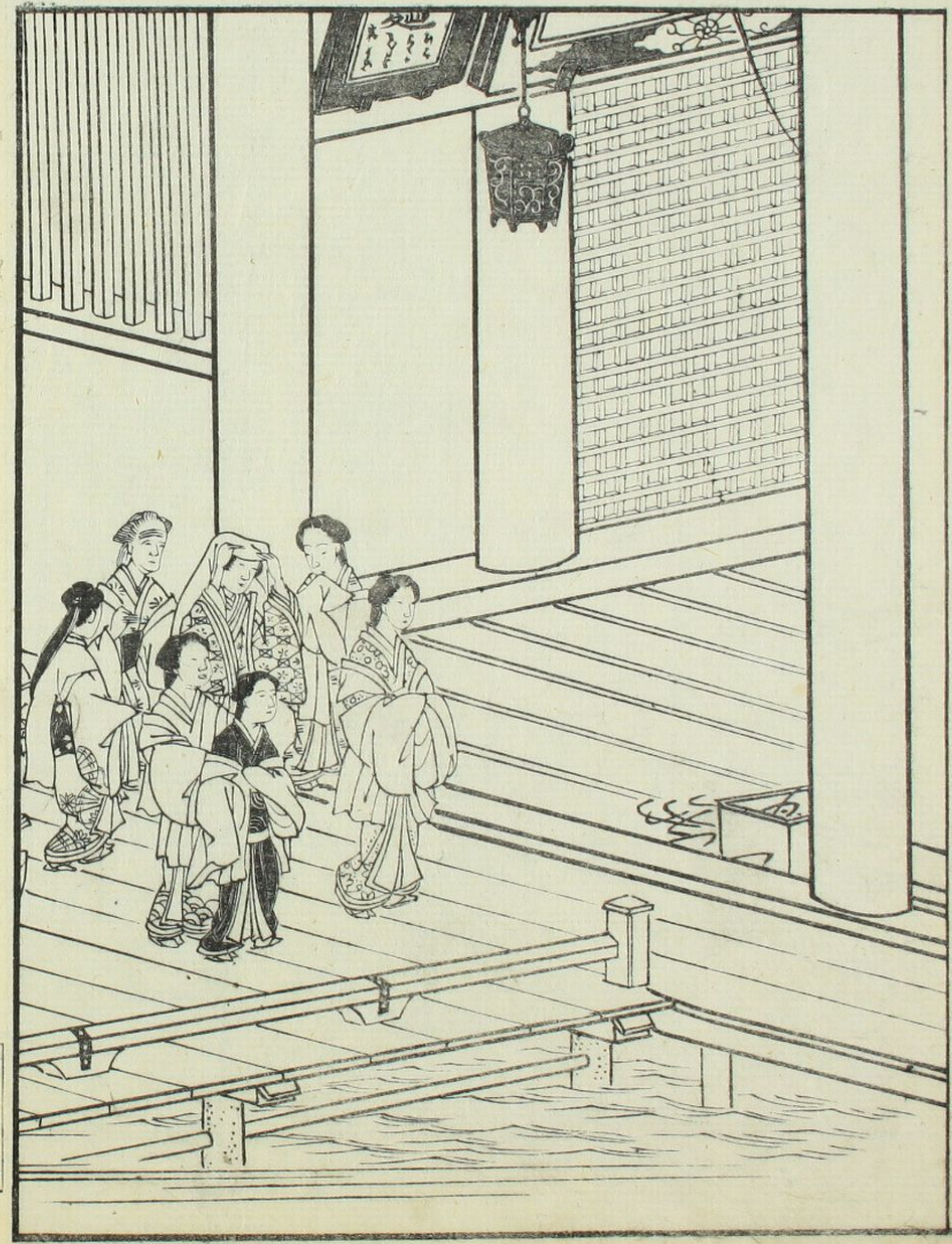


東長 關陸



内侍
 迎ハ元日より
 三ヶ日迄の事
 ろし手長内侍
 神楽男その家々小
 至迎て神殿おいら
 ろ供御の事と
 取行元日出と竹林内侍二日又と徳
 壽内侍三ヶ日お出と御子内侍これと本
 内侍と外小随従ととと手長内侍
 とよ

女
 陽



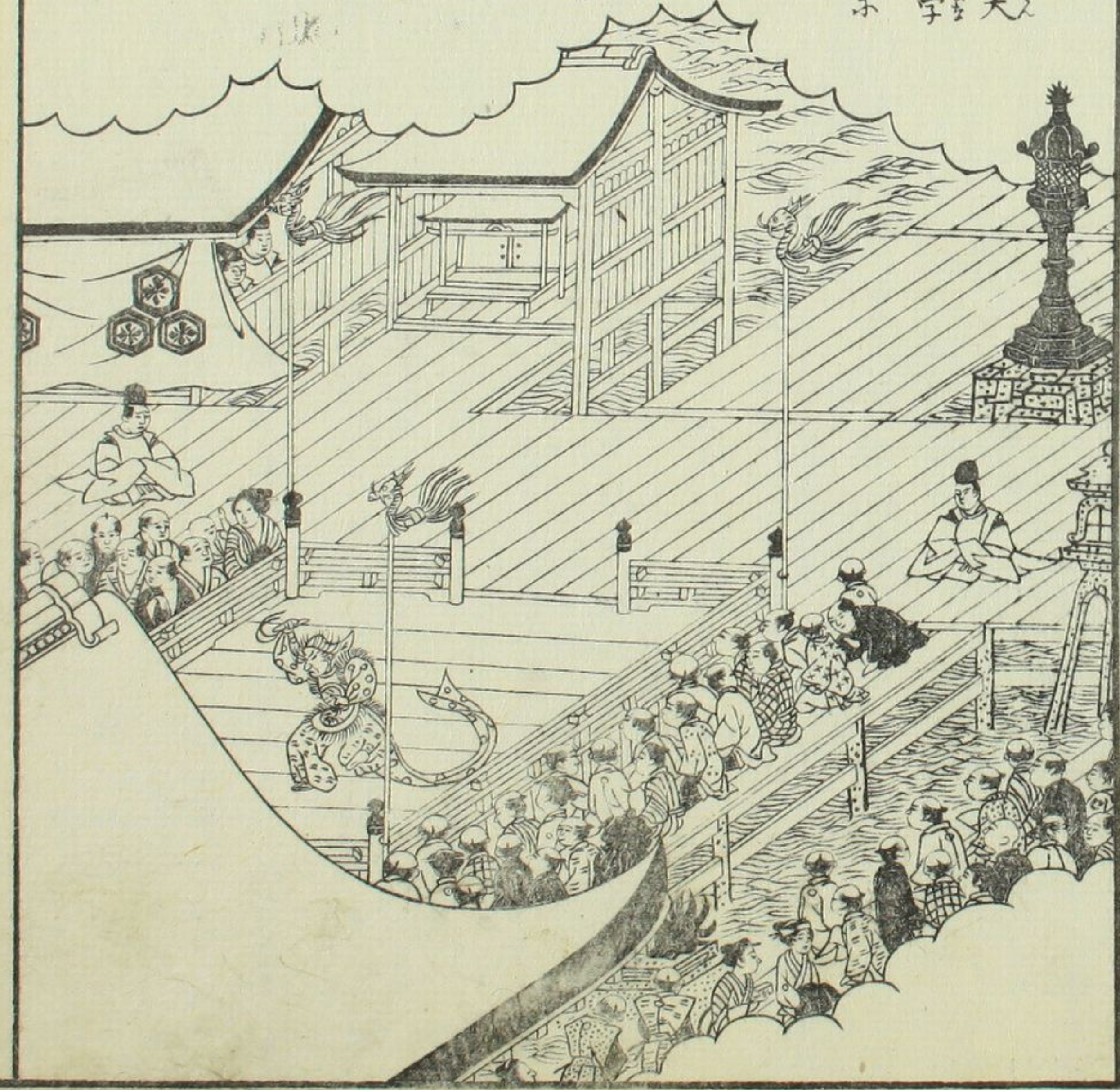
五
 九

正月五日
舞樂番



いつくまの
廣き舞樂
さくらんぼ
やうのそのま
そやうしふ
しとら舞の
袖丸
岡田清

當社の伶人へな天
王寺方の舞樂校學
ふこと旧例なり然るに
この抜頭いつのわと
より彼寺ふいた
えて當社よの
のこりそのこり
まこといもハ宝物
面會卷一ゆのと
たり當社おねいて
ふらきゆ急あは舞
なれはその面も
まづかろちち



同日清簾捲

上件の行をはくて諸人の神酒を賜ふまづ兩官の下に入ることは許さす

同日外刻法供

清鏡餅を奉る上に祝師出仕の日外地清前も諸祠に官渡海へ行き所を其の社下に下すべしの畧次以下外の祭式を

同日己刻法供

西宮へ伏兔糰餅を奉る社司内侍出仕是國家安全の法祈念たりとて公法供と云ふ此の時供僧經座をたてて大般若經を轉讀し客人宮までは法花懺法り按て伏兔の和名抄を館鉢音部斗亦

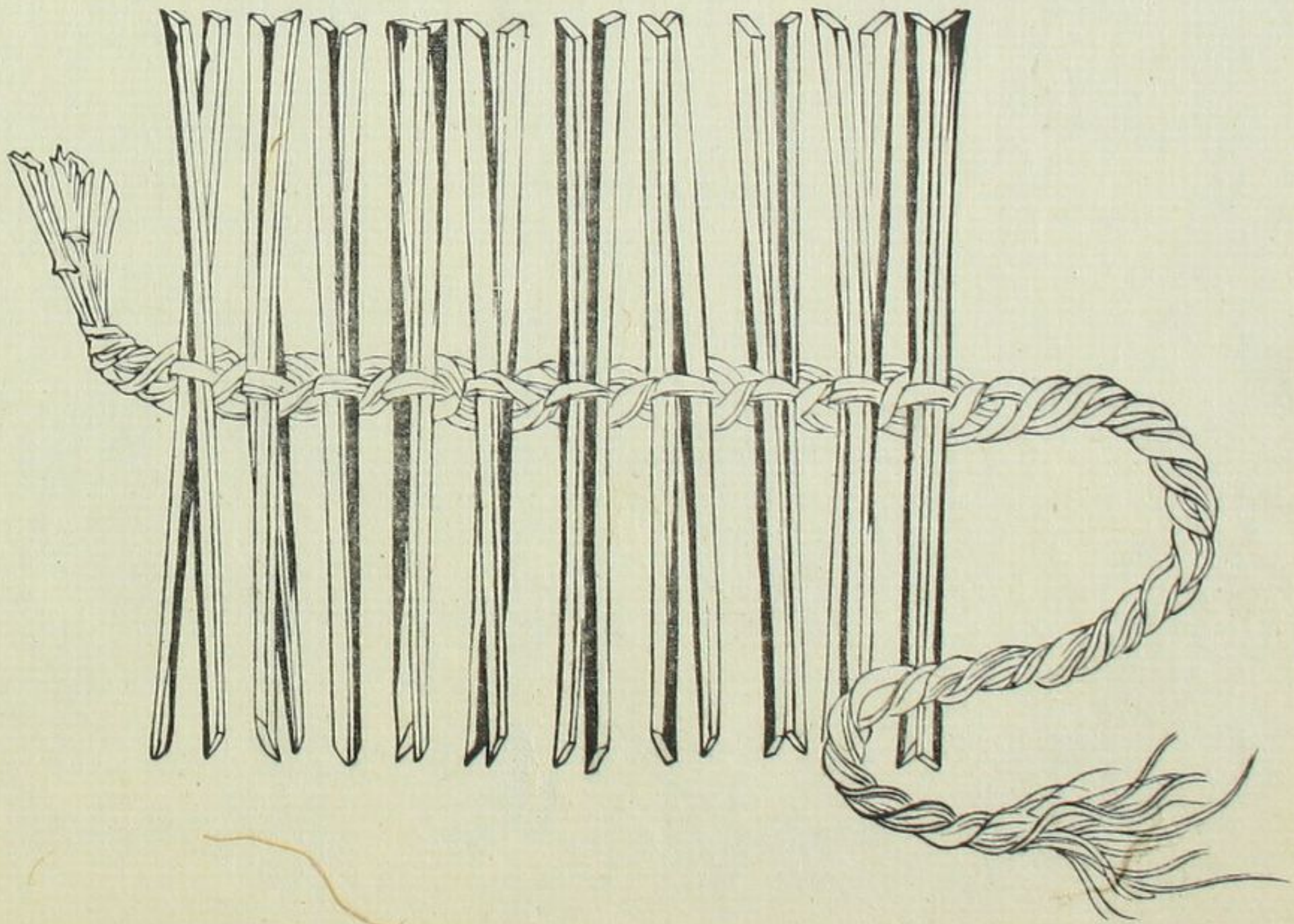
伏兔糰餅圖

ふしもまがりも
共餅の名
みでうらも
のを神おたて
まつれこと
当社のふあ
る賀茂八
幡などもふ
るくよりそろ
例ありとたん



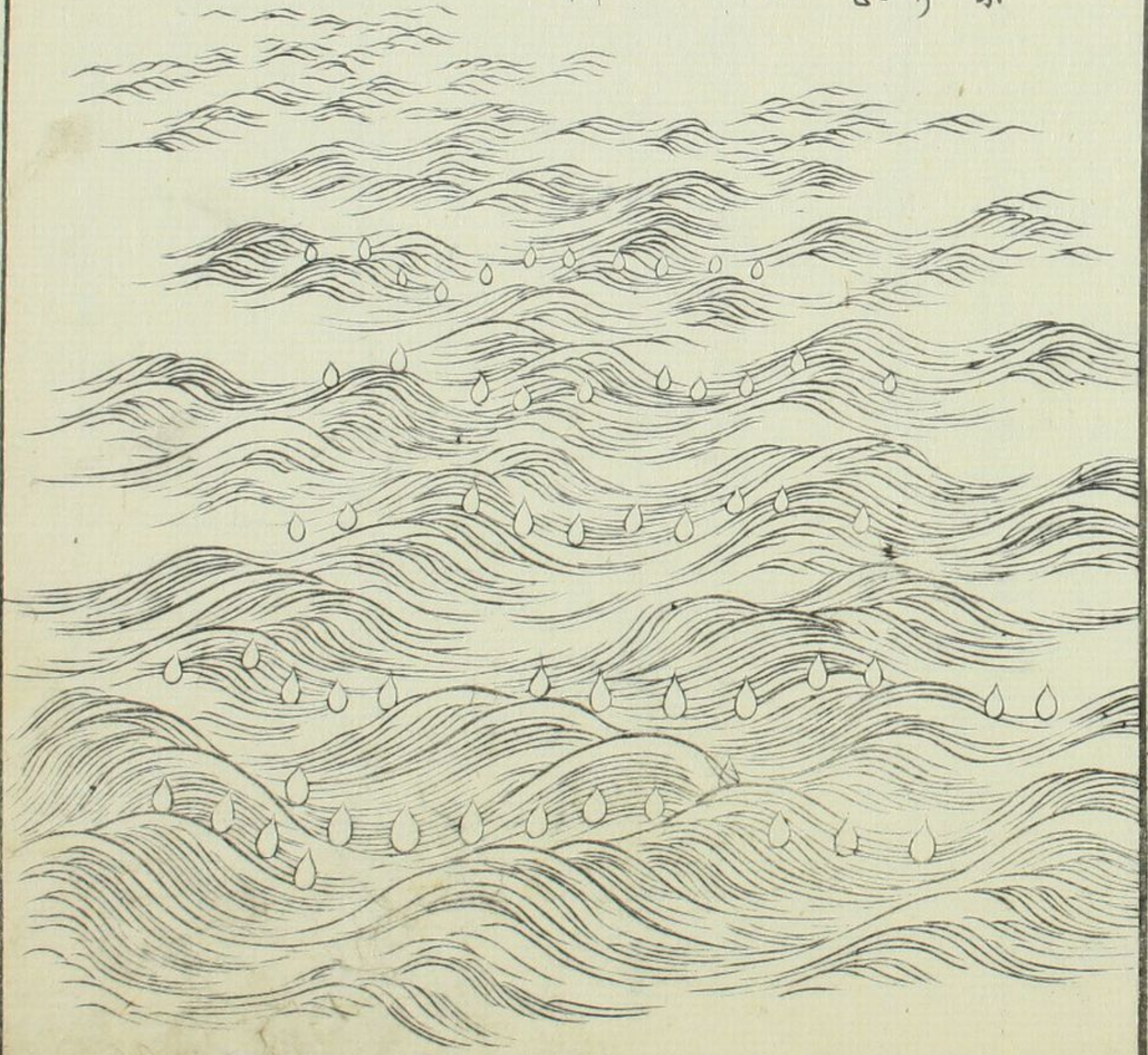
楊枝献上圖

釈氏要覽小いそく楊枝僧祇律
 名菌木嚼一頭碎用剔刷牙齒中
 滯食也毗奈耶云嚼楊枝有五利
 一口不苦二口不臭三除風四除熱
 五除瘰癧どええて楊枝の利
 益かくのごとく然まじもこれ
 を佛家の沙法みして神道乃
 論はあをも當社の楊枝献
 上も弘法大師弥山を定めたま
 ひより以来のこちなるべし



龍燈

毎年の正月六日の夜小
 弥山より臨觀するあり
 燈去夜宿小これを海を
 ちり怪む小たうほといひ
 まごせうくハ漁をを
 まれるちんといへまじは
 海京ちん小いいうてう年
 毎小月日をたふを於座
 可よのハ現もへきまご漁
 火ちん小ハ古より一人な
 その実を知るものなるご
 んこれ洗紫の不知火の
 たふひまて奇異の甚し
 きものちり詳も弥山龍
 燈杉の件小いへり



作藜麩和名布止俗云伏兔油煎餅名也といひまご糰餅まが餅ハ日抄にっしょう文選云膏環粧粉楊氏漢語抄云環餅かんぺい形如藤葛者也和名萬加利まがりまご糰餅まが餅と名申まご本草綱目ハ環餅以糰粉和麩麻油煎成以饅食之或以糰粉和麩入少塩牽紐捻成環釧之形油煎食之故名環餅といひ土佐日記附注まご餅まご餅なり関東くわんとう餅もちをまごといふ山崎やまざきよりわ貝かいのちりたる餅もちを油あけあけしと京都きやうとハ日次にっしといふ

同日手刻淨供

月次の神供を奉る以下朔日十六日毎月日一

同日大元淨供

上ハ希ま神かみ男おとこ大元社おほもとにて行なふ

二月己刻両宮淨供

式元日の如く大宮おほみやより万歳まんざい樂がく延喜えんぎ樂がく等の舞ぶ楽がくあり

同日大元淨供

式元日のごとく

三月神乐始

大元の神かみ前まへより上かみ神かみ男おとこ神かみ樂がくを奏そう其後そのち両宮りうみや淨きよ前まへより奏そう式前しきまへの如く太平樂たいへい狗鋒くさか胡德ことく樂がく陵りやう王わう納蘇利なすり木の舞ぶ楽がくあり

同日両宮淨供

式前の如く太平樂たいへい狗鋒くさか胡德ことく樂がく陵りやう王わう納蘇利なすり木の舞ぶ楽がくあり

同日寶藏閣

座主ざす棚守たなもり出會いっしゆの上うへ宝庫ほうこを開ひらき鏡餅かみもちを供たまふ

12日楊枝献上

楊枝やうじハ白箸しろしほちり祝いわ言げんこれを両宮りうみやより奉たまる其後そのち一年いちねんの日ひ粒つぶより行なふ

同日淨子介始

大宮おほみやの淨きよ前まへより式しきあり

五月禁裡淨祈禱

一い天下てんか淨きよ祈いのち禱たうといふ寅とら刻とき上うへより下した諸しよ祠し官くわん内うち侍しやう未ま出い仕し両宮りうみやより於おて神かみ樂がく及び供たま儀ぎの勤ごん行ぎやうありまた振あ持ぢ甘あま州しゆ林りん哥か拔はく頭とう還かへ城じやう長ちやう慶けい子し木の舞ぶ楽がくあり

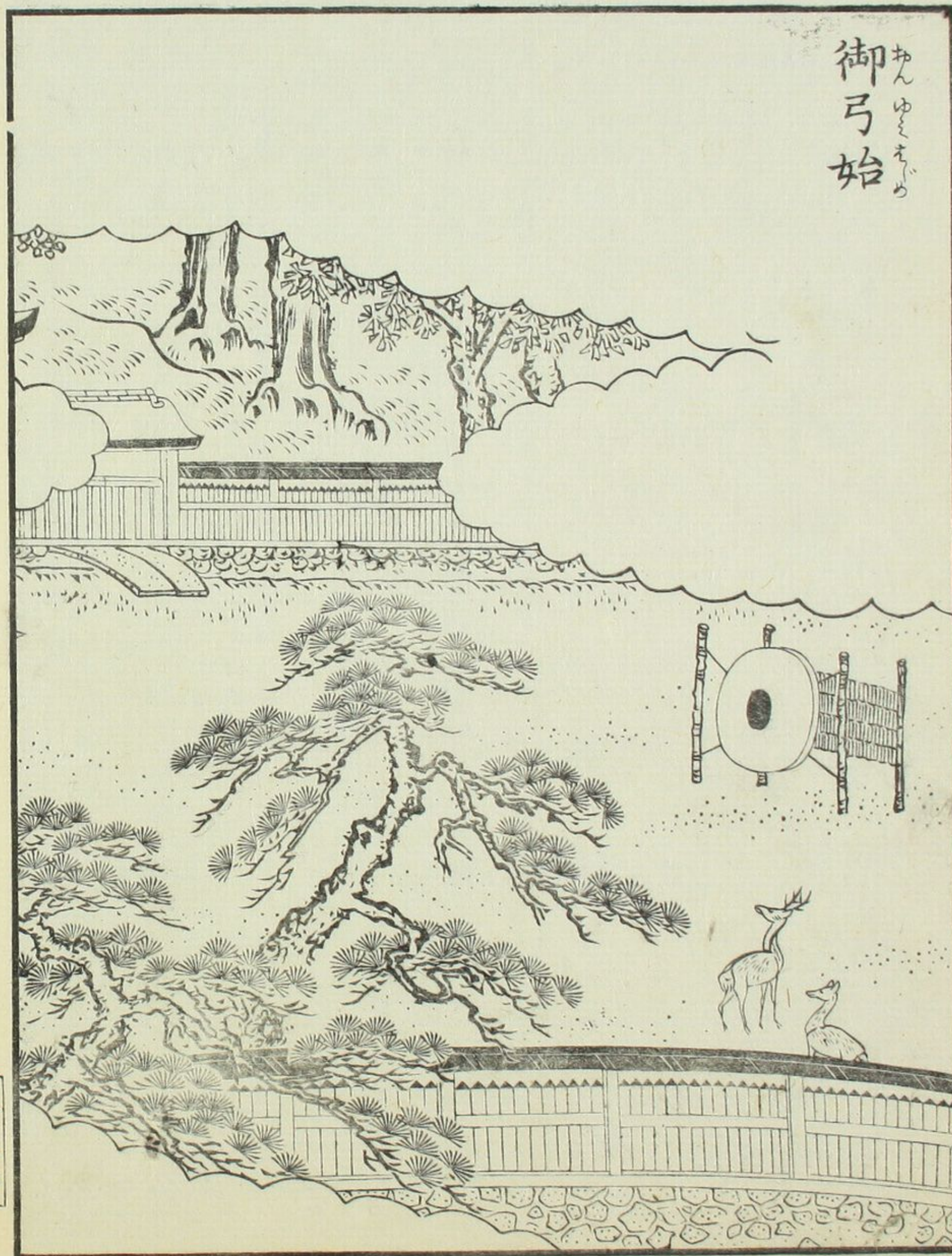
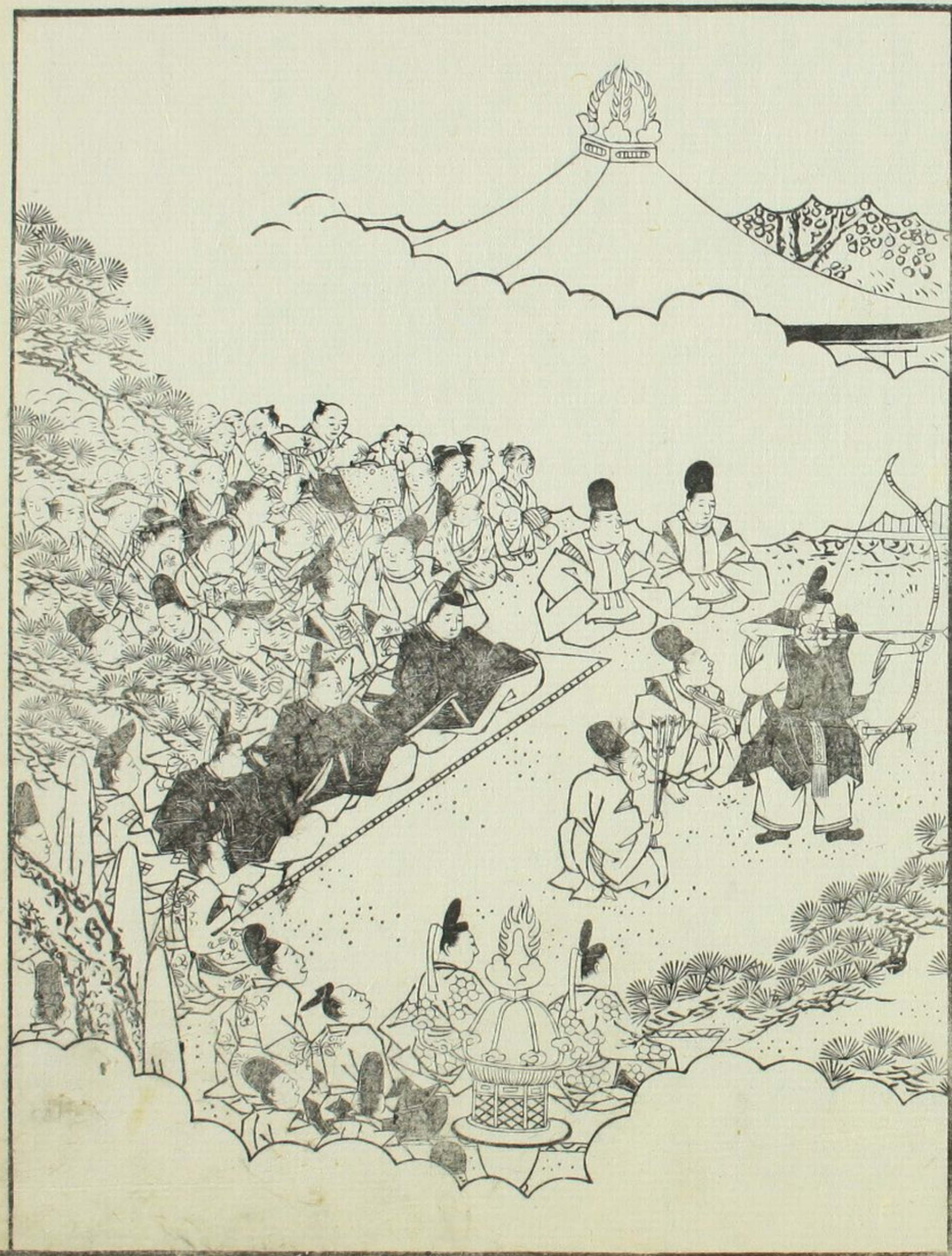
舞楽あり

七月大元社七種神乐

同日両宮淨供

同日淨弓始

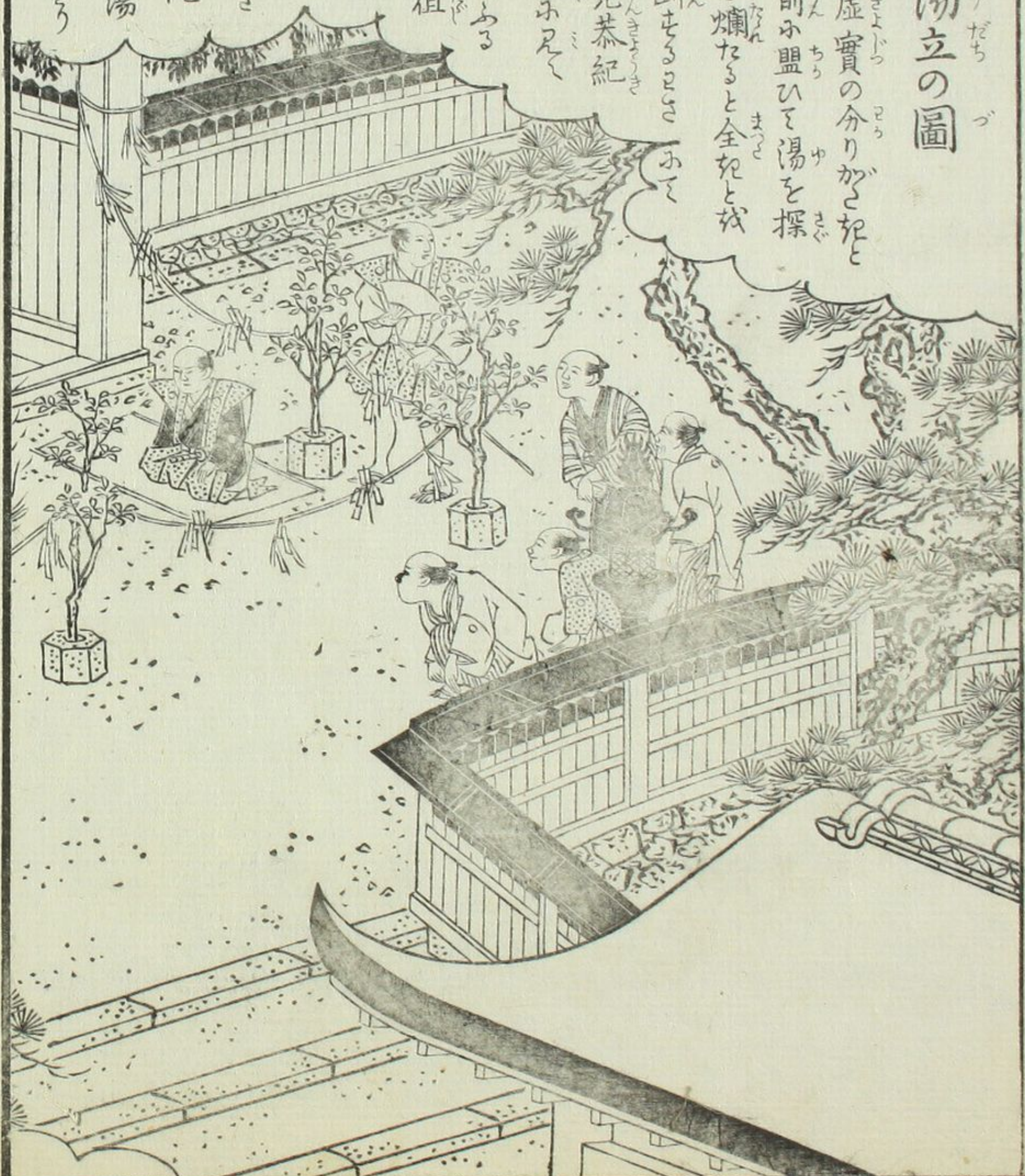
一い子こ鬼射きやうやといふ輪藏りんざうの前まへより鬼射きやまといふをうけこれを射いる社家しゃけごとごとくお仕し祝いわ言げんこれを勤ごんむ鬼射きやまハ鬼射きやまなり甲乙かよ乙おつの三字さんじを集あつめられた



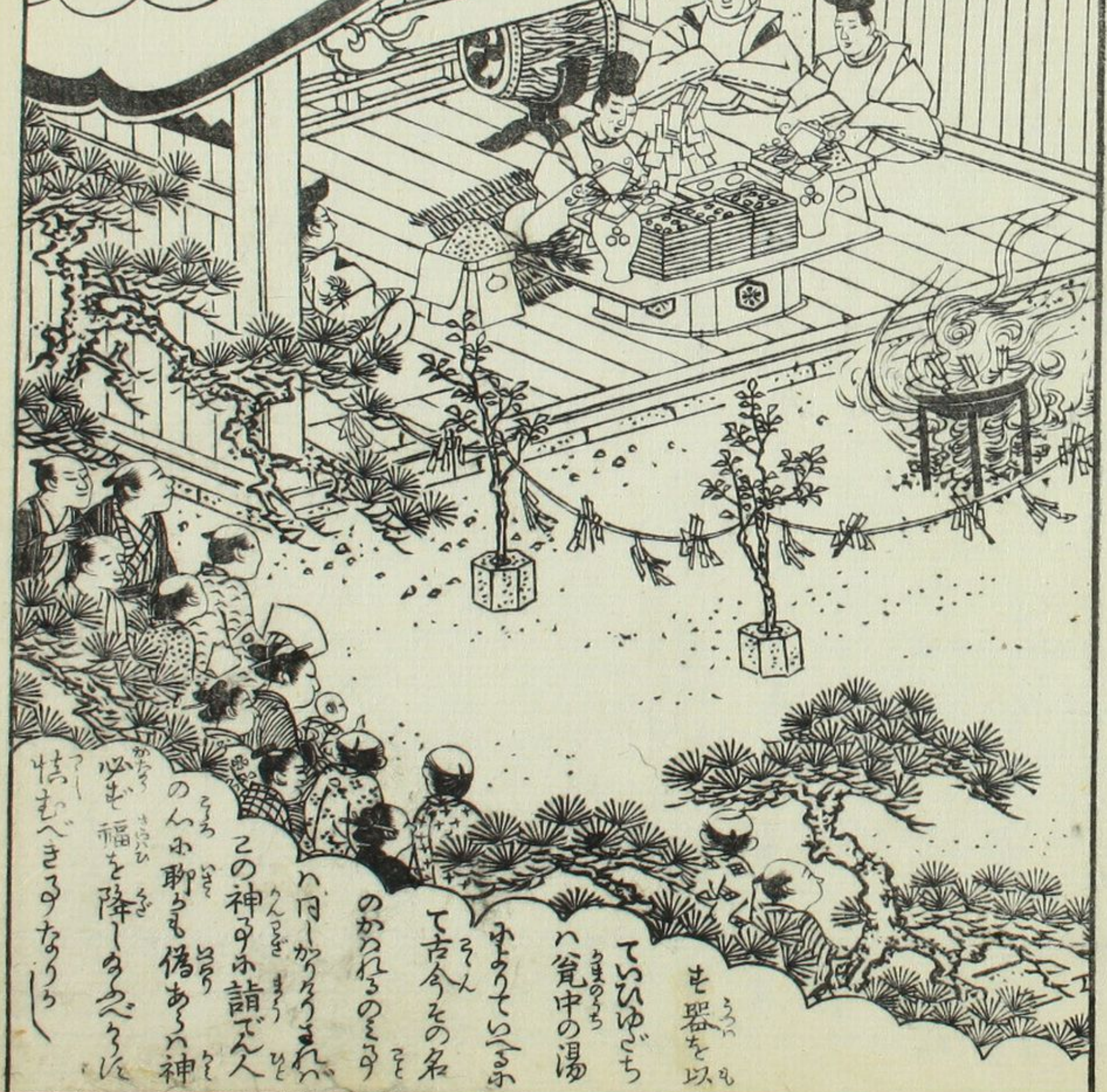
御弓始

湯立の圖

湯立の虚實の分りかたは
 如子神前小盟ひて湯を採
 りその子の爛たると全たは
 以て判断せらるる
 應神紀元恭紀
 ちと小既小足
 たまはいつとある
 如神子之但
 右等の古
 書小の探
 湯瓮と加き
 て區訶陀
 智と訓湯
 立といはせらる



如區訶陀
 瓮の名陀
 智の後の
 意ゆて
 瓮を居
 て探湯
 のまじ
 を行ふをく
 がたしといふ女
 り湯立を俗ま由
 陀天といふ茶を
 たてるなどのたてと
 同とたもへるやひが
 こころ湯立ハ即湯
 を採るにせらる立の役
 ちとくごちの湯を沸



き器を以
 ていゆごち
 ハ瓮中の湯
 みよりていふ
 て古今その名
 のかたれとのり
 ハ同しかりたる
 この神子小請て人
 のん小聊も倍ある神
 必も福を降しとてへ
 情もへきりなり

謎字として勝負を争はざる意を表せる年始の祝子なりとあり
十五日湯簾下

元日は褰げし両宮の湯簾を垂るまこと刻は供奉りし両宮の湯
鏡飾を社家中頂戴まこと嘉例湯禱とて神楽湯立ホりこの日供僧
求問持の法を脩む五月九日也

十六日両宮湯供 以下毎月朔旦十六日也

十七日管弦講

一は十七夜講と称を大宮湯前は於て供僧は後日法華經を誦讀し伶
人の楽を奏次其則五常樂皇慶太平乐鶏徳楽なり十二月十七日
は客人宮まで行へり

十八日法華會

大宮湯前は於て講次且来昭し伶人出仕し樂を奏次

廿日百子射

大元は於て上はこ位をまつ也

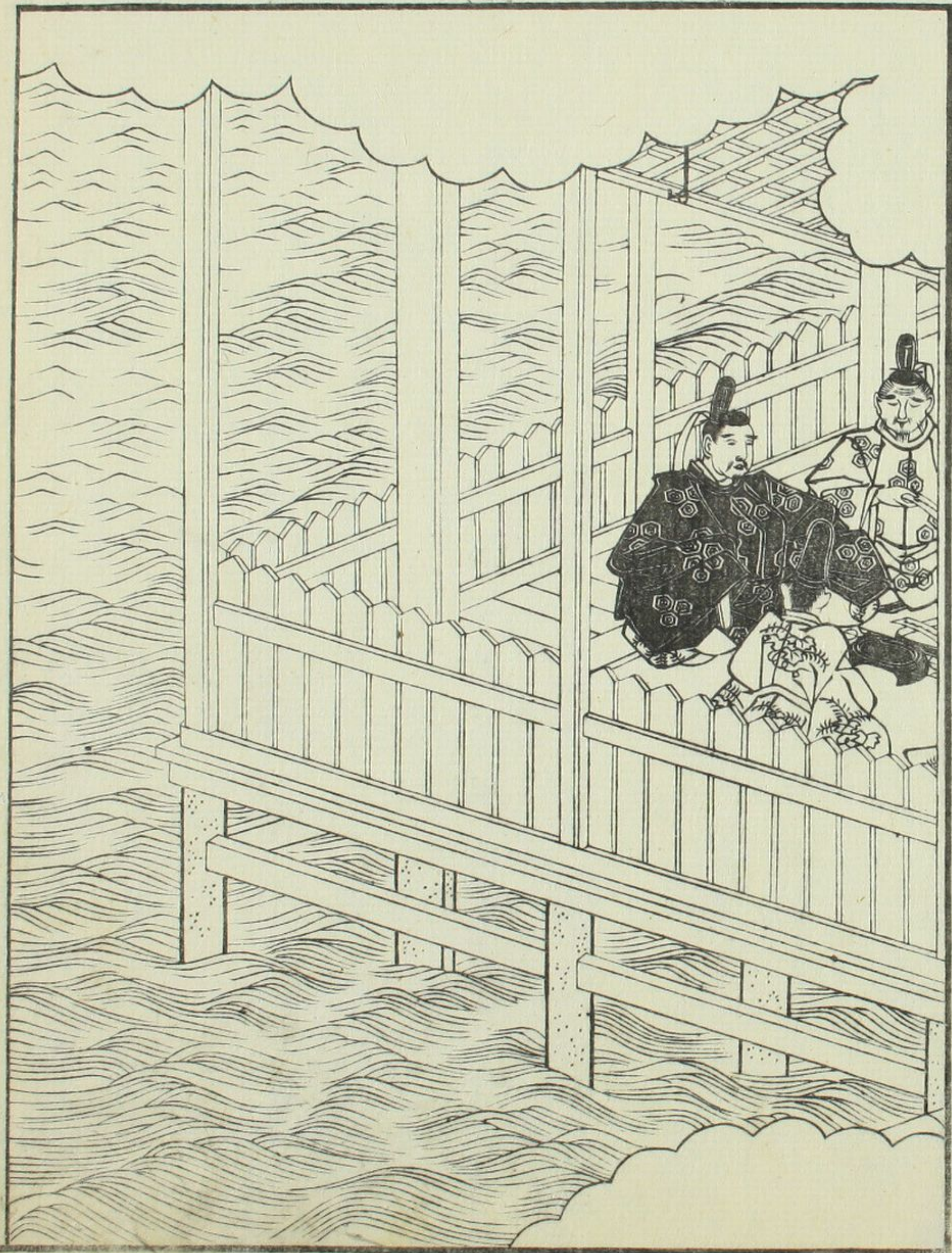
廿五日連歌會

天満宮は於て行ふ毎月日一陰徳右平記小義隆は嚴島宮前は於て
多向の連哥與行はまよ一宣るる松のく島は後りたれば山口の連哥
昨共も相伴へり嚴島の社人は連哥はるもの多しといども中亦も田の親哥
ハ昌休宗養も同相識なれば席上は連りけりと足をも百韻多向を各
才三まで載たり今まも畧まそ登向のま城はけ當時の盛會をい免次

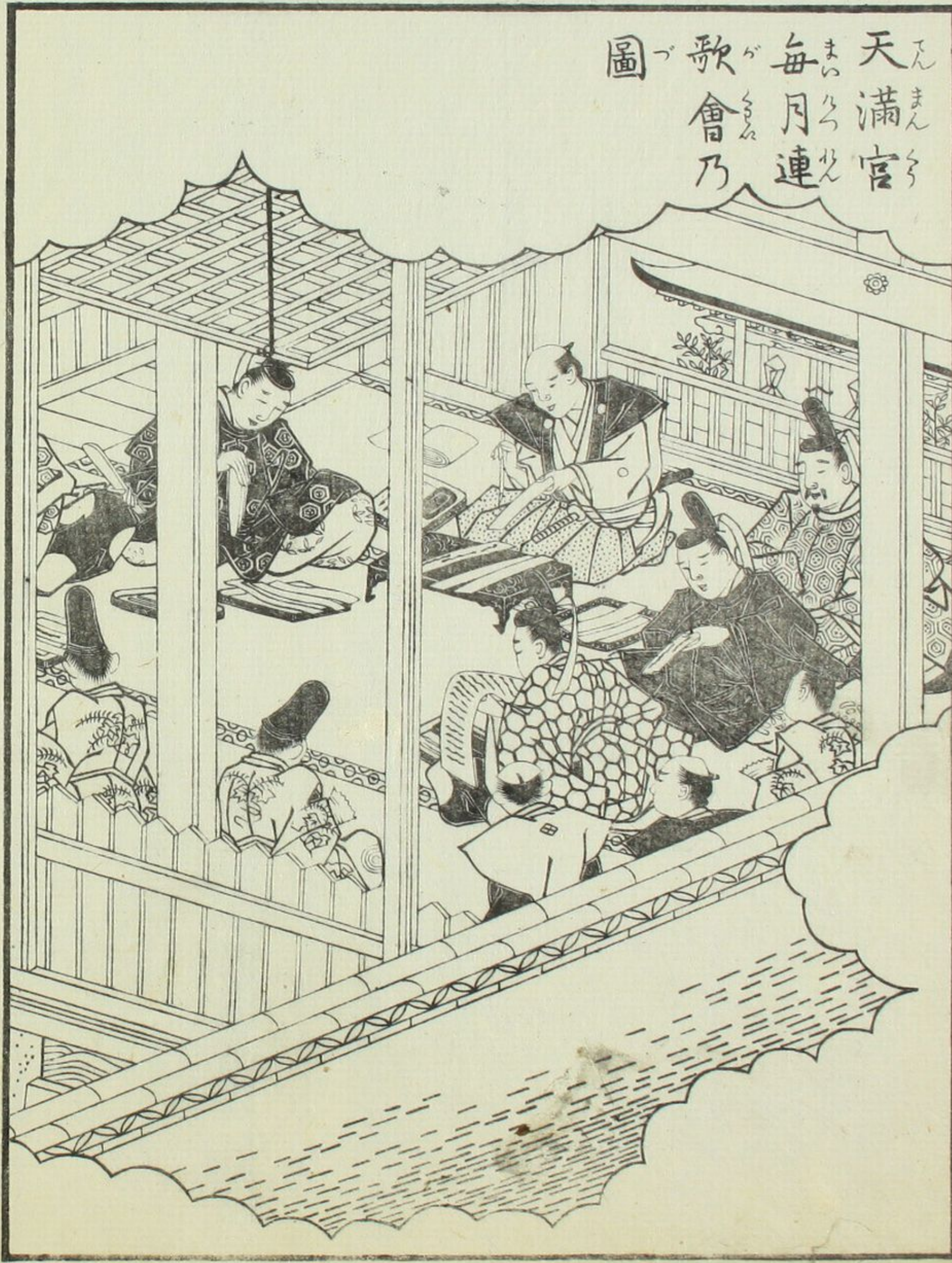
天正廿年五月九日

浦となくか次までたまた波もな
この葉や子種は白布たる乃花
月や々は春ゆくくはれも
亦も屋多うへるを井のわとぎ次
近して時秋よとて種はあふまか

義隆
壽慶
宗養
元理
昌休



天満宮
毎月
歌會
乃



天満宮奉納

秋とらばちる葉もつ智のやまきう那
次第をまむる後やちとよはの月
申上りたう扱さむも一葉のそ名
嘆こ次りた海をとあうのう米花
しもけう一屋雪もりくまつの風

怒哲
能祐
底宗
親尊
蒼
称名院
公條公

遷元
正元
安勝

二月

朔日仁王會
未日夜祭

大宮神前より仁王經を誦次以後毎月日一

朔日仁王會
初申日湯祭

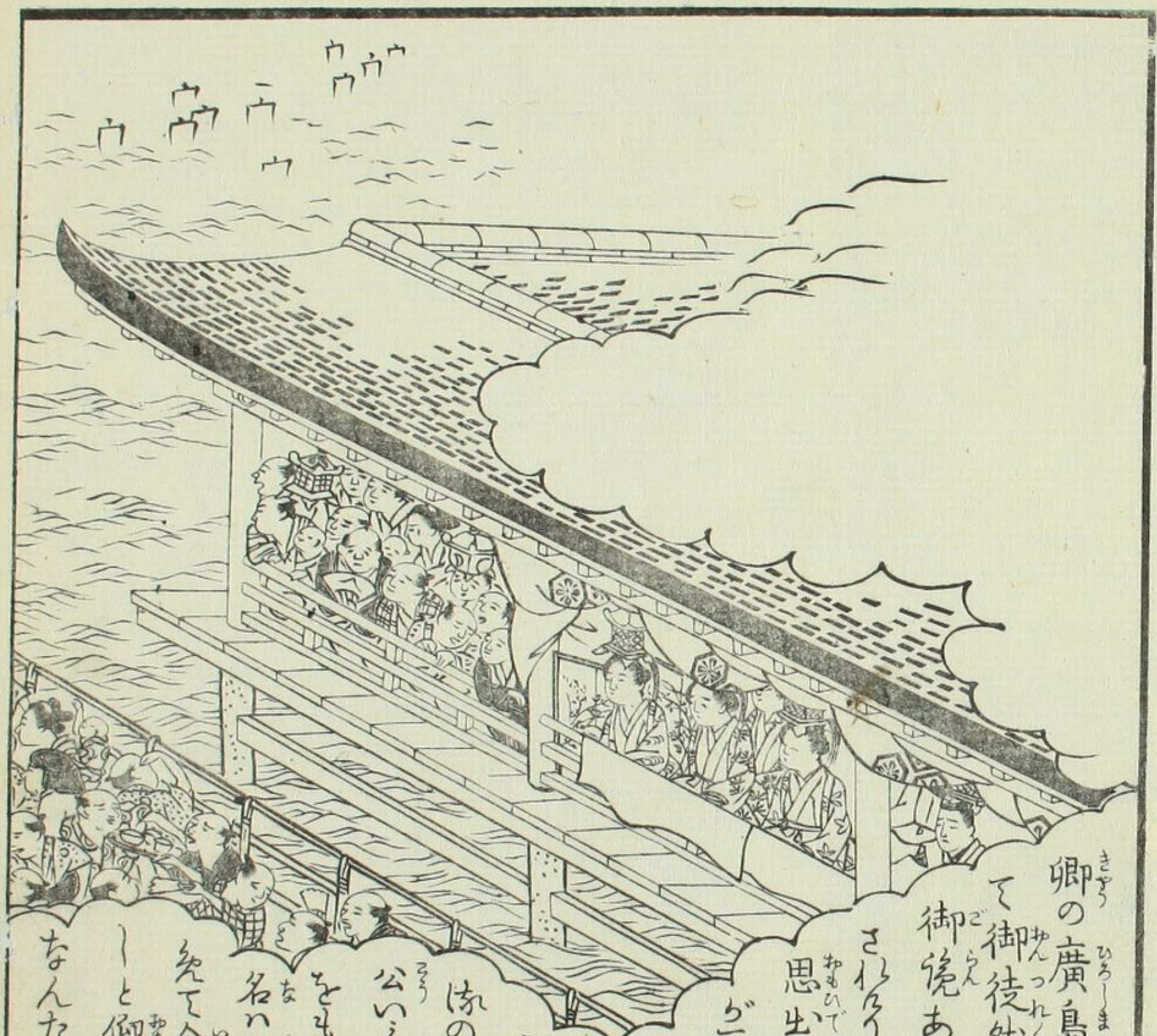
大宮神前より仁王經を誦讀を以て毎月日一

この祭の義ハ初申の条ニ詳ニおけり所謂國祭といはれ初申も一朔日
にあこれ正月晦月の夜に行ふ

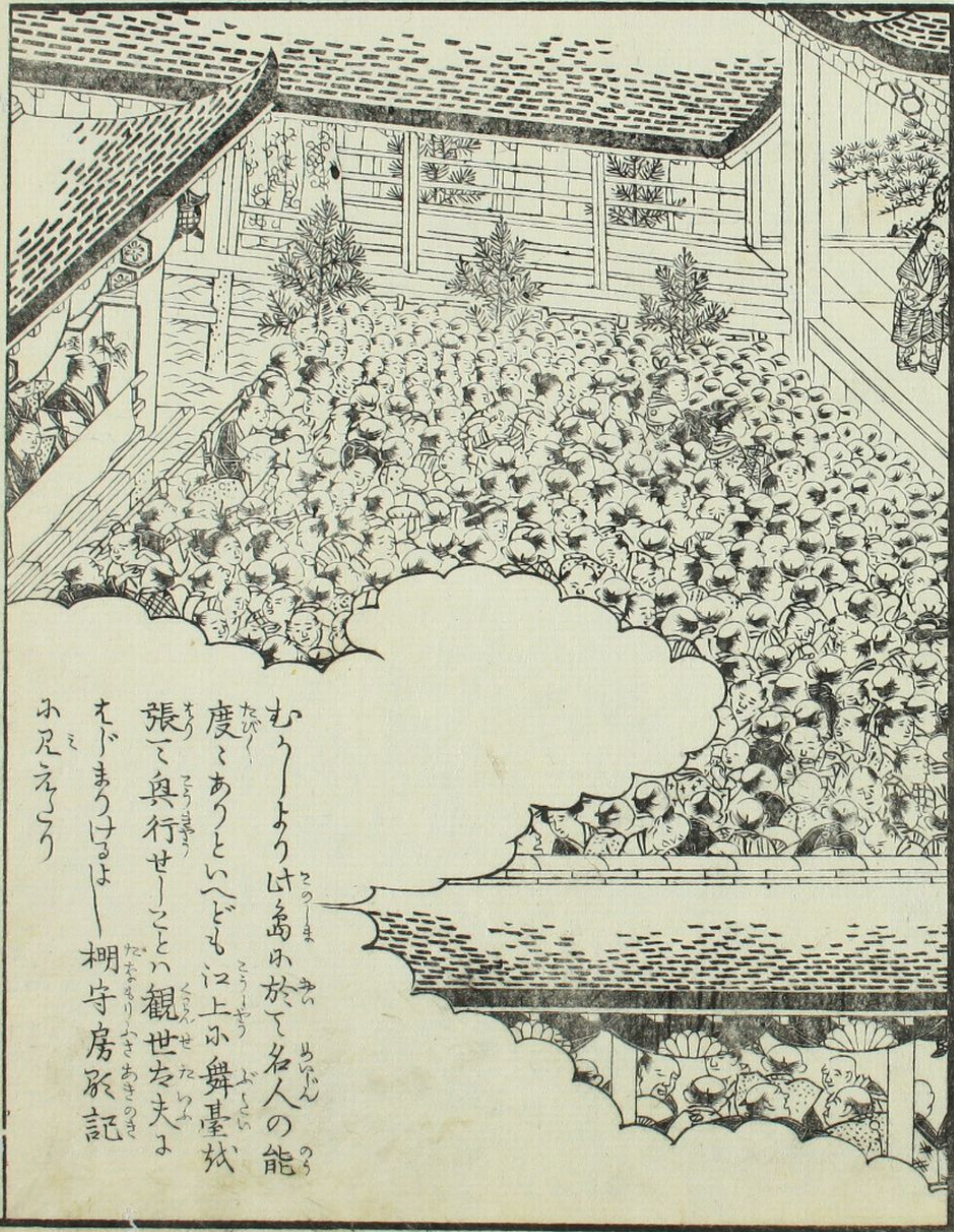
毎年二月初申の日を以てこれを行ふ但十一月の湯祭をハ鎮座
祭と云ふ百鍊抄曰治養三年二月廿四日以安藝國伊都岐島可加
二十二社之次第并祭禮日事等有其沙汰右大臣兼實以下大外
記頼業師尚等預勅問計申之以二月十一月上申日可為祭礼式
日之由被定仰と云ふ此の時より祭礼の式日定りてこゝに
同年三月廿六日中将重衡奉幣候とて下向したまひ一時の湯祭
文始自今年十一月申日毎年二季御祭限以永代幣
帛潔妙調飾天可令發遣給と云ふ二季の上の申此祭に必

能舞臺の圖

今いむろー永享のこは長谷川基能とて武士ありけりそれが子の清藏
 金春太夫といふいづれ猿樂の名人は名簿をたらし弟子となりて能乃
 まひをなんまねびる家ハ京都の北山長谷といふと後よてそよ泉あり
 井たこと醴のごと後土法門の帝たこ一免一於よをせたまひ幸一たまひ
 一より氏を幸と改免けるをいつのわどより幸の訓を音ふらへて幸と
 なんよびるその後裔幸五郎次郎正能慶長元年の秋故ありて安
 流の園ふらうこの島の弥山小七日糸籠一丹誠をこころして吾が
 枝の妙音を得せ一免たまへと祈りける小七日小みてる夜弥山の鎮
 守三鬼神後中小来りて告たまへく京都小霊場多かるをを
 ちるとかく詣来たる汝が深切の志等采みやをなほ極まはるまよりの
 ま置靴の一曲成つふるなり時一も秋なれの字を紅葉重とつけて
 朝夕於ろくく拍ち習せまゑたのもくぞあるべきとなん告たま
 ひなる五郎次郎願望の成就をよろこび速く上洛せんとせりと後
 小將軍且利茂昭公織田氏小天下の兵権を奪ひきたまひ毛利輝元

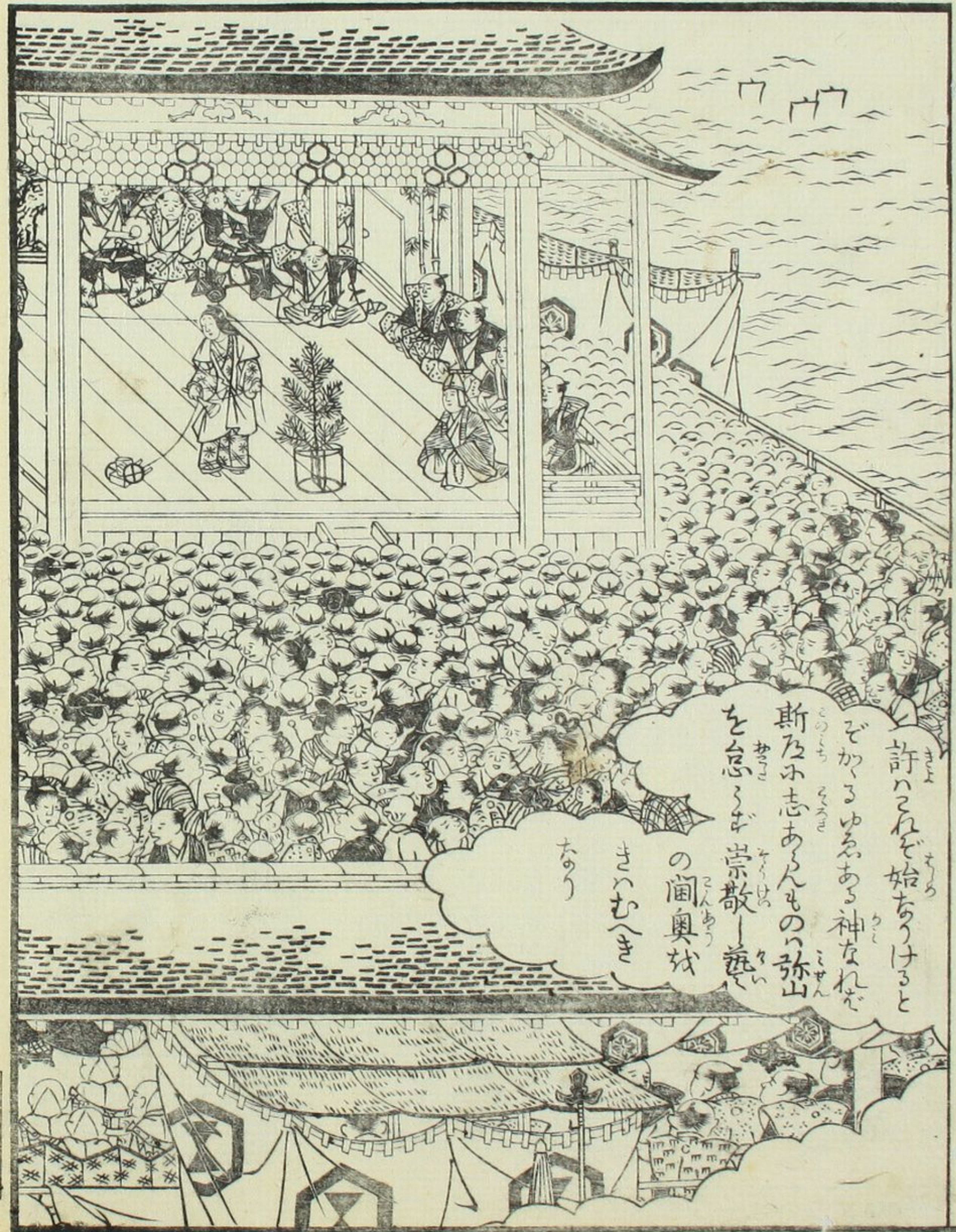


卿の廣島の城小適ま枝を
 御徒然のおどなり一曲
 御後あるべしとて汚屋敷め
 さはらう五郎次郎帰洛の後乃
 思出も何ぞうこは及んと
 告の始末を未くまら
 一上りの置靴を拍け
 るふささでものけき小
 流の空花柳を催も妙曲ハ
 公いづく感一たまひ神の教
 をもどくまいあふ縁と燦さかりの
 名に口惜るべし花重と改
 免て今よりの時とも用
 一と仰らて紫の調系を
 なんたまひる紫の御免



許まよいこねを始はじちうけると
 ぞかるゆゑある神かみなれど
 斯この乃の志こころあるものこせんのこ山せん
 を怠おろそくば宗そう敬けい一いつ巻まい
 の圃くわん奥おく杖じょう
 きむへき
 たり

わりよりけ島しま小こ於おて名な人ひとの能のう
 度たぎありといへども江え上じやう小こ舞ぶ臺たい杖じょう
 張ちやうて與よ行ぎやうせしことハ觀くわん世せ老らう夫ふうよ
 尤なほまうけはは— 棚たな守もり房ぶどう歌うた記き
 小こ足あしをりり



許まよいこねを始はじちうけると
 ぞかるゆゑある神かみなれど
 斯この乃の志こころあるものこせんのこ山せん
 を怠おろそくば宗そう敬けい一いつ巻まい
 の圃くわん奥おく杖じょう
 きむへき
 たり



官幣の沙汰ありし事と名をとり拾遺抄にも諸社卅二神の内一座
安藝嚴島是奉幣使之社とあり但月書小正月下の亥日伊都岐島
祭被奉幣使但近代無其沙汰歟とあるは據ればその後故ありて
たえしや案拾遺抄は正月下亥日とありこの日上は祝師社龍ありて二月初申ま
て潔斎祭をいともむすべし免なれば奉幣使の京都を發するもまはしけ日ち
ふべし故は上の申日と載りて今ハ國府の上ハ田取氏奉幣使代をとりむるもく
初申の神事といふはゆる中にも重き祭儀にて前月亥日より上ハ
祝師齋場に入り田取氏ハ其地ニ在テ清まらざるはて未の日夜半
小至テ兩宮ハ淨供を奉る韓神の奇曲和琴太笛ありこれを國祭
といふこの日祇園官幣社の初官散米幣帛敷布を奉るまこと上ハ
田取氏ハ屬官を率ひて渡海一照浦ニ着テ舟ながら時刻をま
つ雉子一羽及び雜餉料を贈る申日の夜半となりて諸初官大宮
ニ會一人をりて國府上ハを還りてむ使七度半より及んて舟より替

先驅の者松明を乗り伶人乱声を吹てこれを守祀社殿より諸
祠官ニ會一祝師奉幣の儀を勅免祝詞を奉る客人坐の法
前まで奉幣代祝師二人拂舞をな一國府の初官人長の舞をな
次まで拂舞明子の奇曲をうて其他万歳乐延喜乐并州林
哥木の舞あり俗にこの日を山に開くと云今日より十一月鎮坐祭
までハ樵夫山に入ることを許さむなりまは御島廻りも今日より始り
て十一月を終るなり

酉日淨祭 初申の翌日山王社より是を行ふ上ハ祝師兩極出仕拂舞あり
同日法華八講 供僧大宮より是を行ふ十一月同日
彼岸講 兩宮及び本地堂より行ふ八月同日

三月
上巳兩宮淨供

十二日 法華集 廿日 祝師 西宮の法華を撰く

十四日 試楽 廿日 誓十五日 祭の二日を試む 陸王納曾利未あり

十五日 夜大宮祭

此夜 諸祠宮大宮よお仕座 自供僧 容人宮よ 著坐 大宮よ 振鈴をまひ 以後 衆僧を逐ふ 多向 楽 賴利吉の 楽あり 衆僧 容人宮より 大宮 積殿よ 至り 曼荼羅 供を行ひ 柳花を 湯階の下よ 奏るま 十天 樂萬歳 乐 延喜 乐 散々 貴徳 乐 陵王 納曾利の 舞 乐あり

十六日 法乐神能

廿日より 十八日 まで 三月の 間 法能 舞臺よ 於て 猿 乐あり 府下 并よ 島内の 能 役者 之れを 舞臺 榎 共よ 潮水 のう ぶ ありて 四方 来 觀の 者 堵の 如し 殊よ 新 町の 倡 妓の 名 競て 衣服 の 美を くらし こと なる 永 祿の ころ 廿日 舞臺よ 與 行せし 番組よ 左 夫 親 世 三

十郎 同 大 右 夫 宗 節 服 觀 世 攝 右 湯 同 福 王 甚 右 湯 笛 春 日 市 右 湯 同 延 命 森 右 湯 小 報 幸 五 郎 次 郎 同 下 村 新 十 郎 大 報 三 谷 三 助 同 堀 助 九 郎 同 萩 野 左 馬 助 右 報 三 谷 弥 三 郎 な と 弓 八 幡 二 人 靜 松 虫 平 堵 學 小 町 融 籠 左 報 西 王 母 高 砂 を 舞 び 一 こと 同 記 よ 見 え た り 中 よ も 高 砂 の 聖 護 院 湯 門 主 の 湯 可 重 と そ い ひ 了 一 たり

四月

十二日 塞げ 一 兩宮の法華を奏す

八日 法華會

本地堂 小 ねいて 奉 尊を 寢 帳 一 法 花 誦 讀 伶 人 奏 樂 あり

五月

端午 湯 供

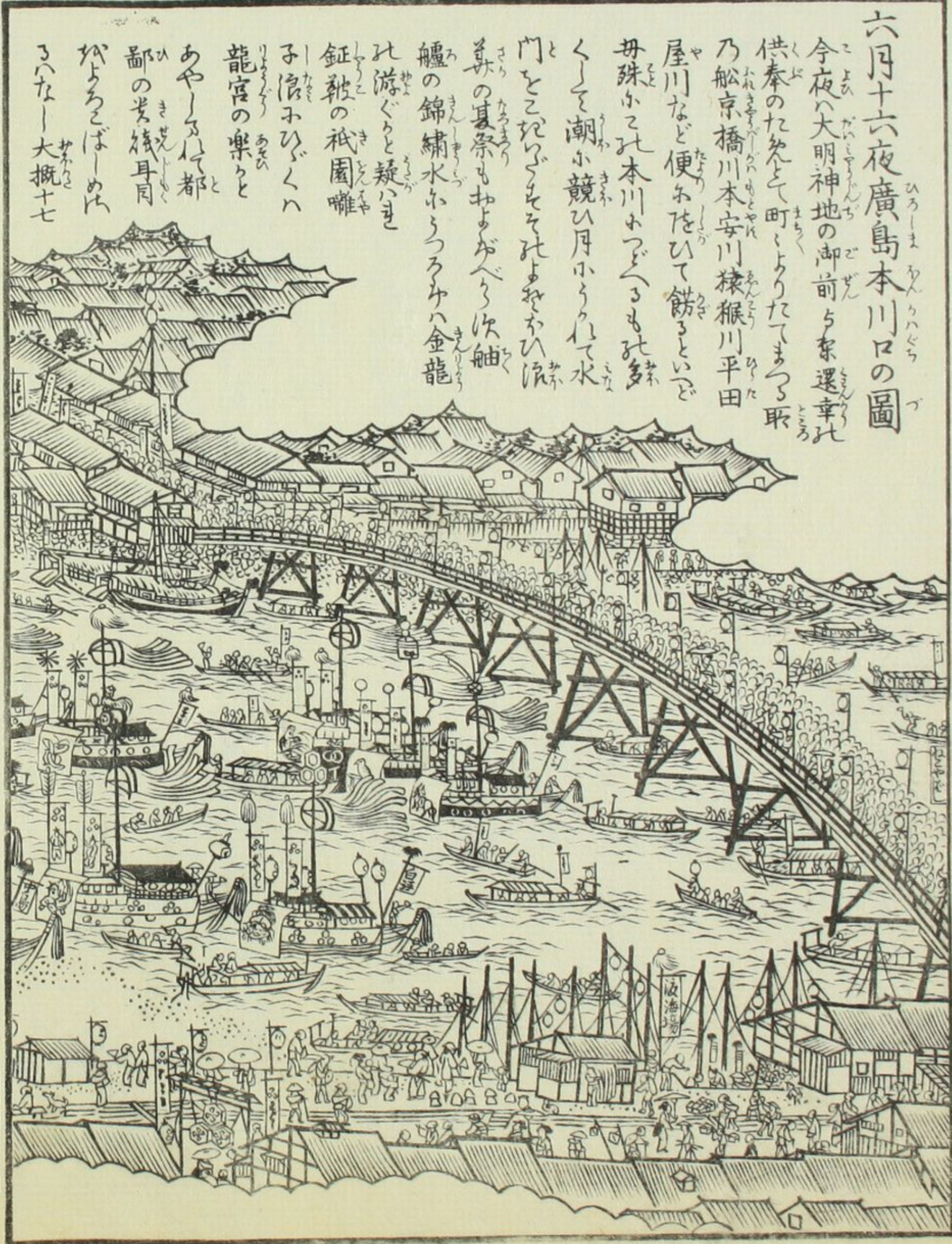
兩宮 葛 蒲 を 奉 ず

六月

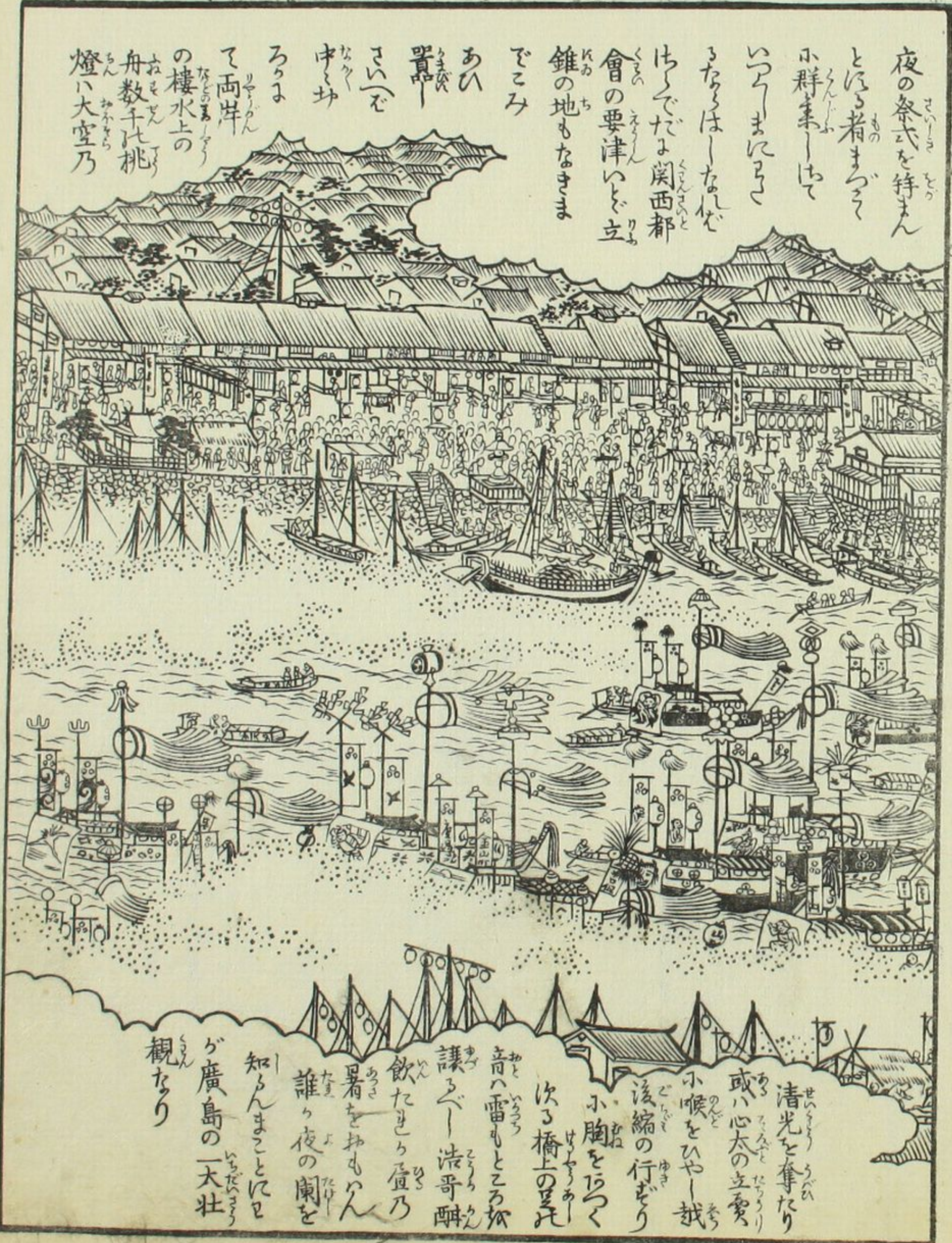
八日 寂 勝 講

六月十六夜廣島本川口の圖

今夜大明神地の御前と東還幸此
 供奉のたえと町よりたてまつる取
 乃船京橋川本安川猿根川平田
 屋川など便をたひて餅といひ
 舟珠小こ本川小つこも此多
 くして潮小競ひ月小うりて水
 門をこたひてそを此よわひ流
 眞の真祭もやぶるく次舳
 艦の錦繡水ふろろやハ金龍
 此遊ぐくと疑はま
 鉦鼓の祇園囃
 子信おひくハ
 龍宮の樂と
 あやしんは都
 鄙の芝鏡耳月
 松よろこばしめは
 るハナ一大概十七



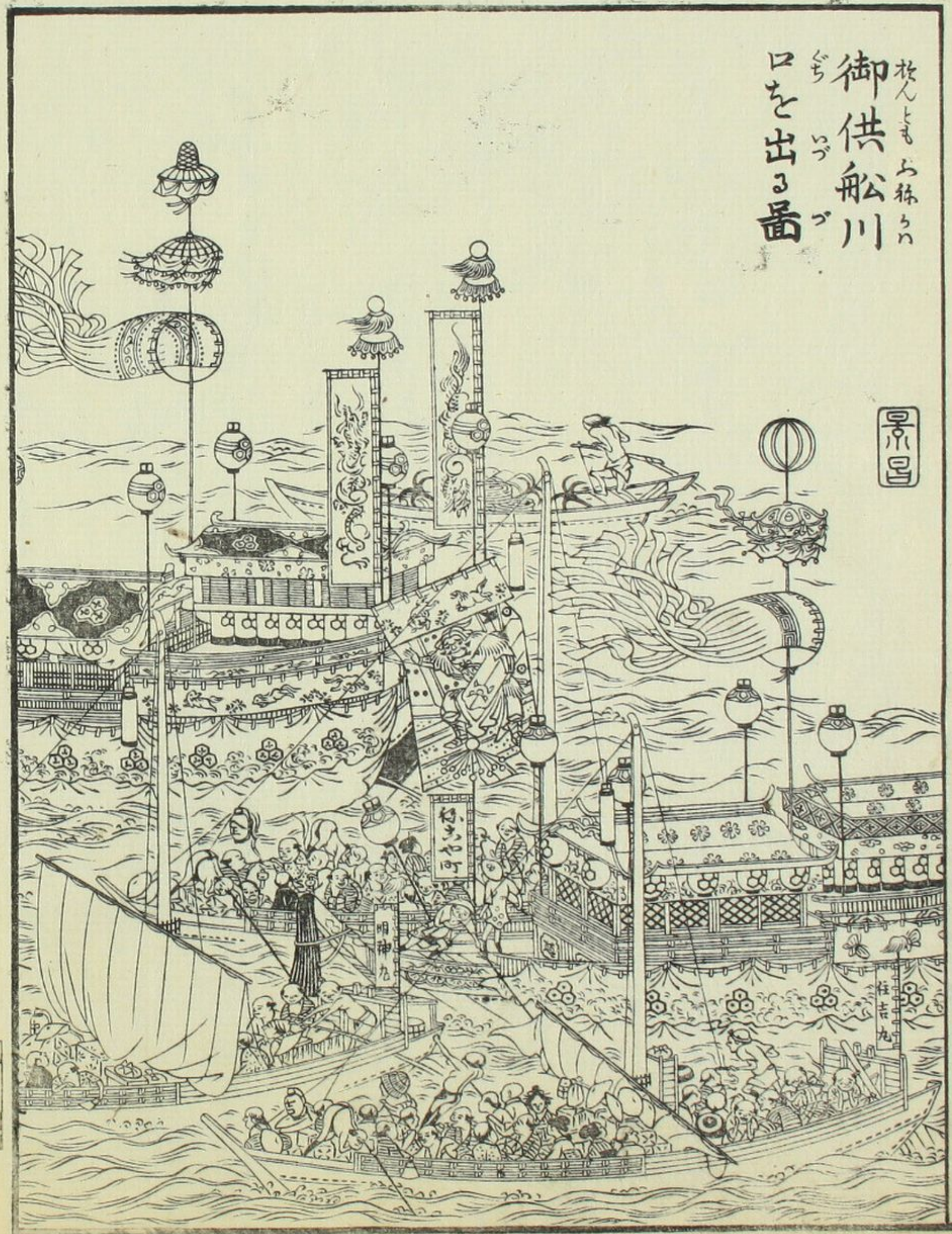
夜の祭式を待まん
 とほる者まつら
 小群集しはて
 いろまにそ
 るたはしなは
 けくたよ関西都
 會の要津いと立
 錐の地もなま
 ぞこみ
 あひ
 置
 さいを
 中々
 ろろよ
 て両岸
 の樓水上の
 舟数千桃
 燈ハ大空乃

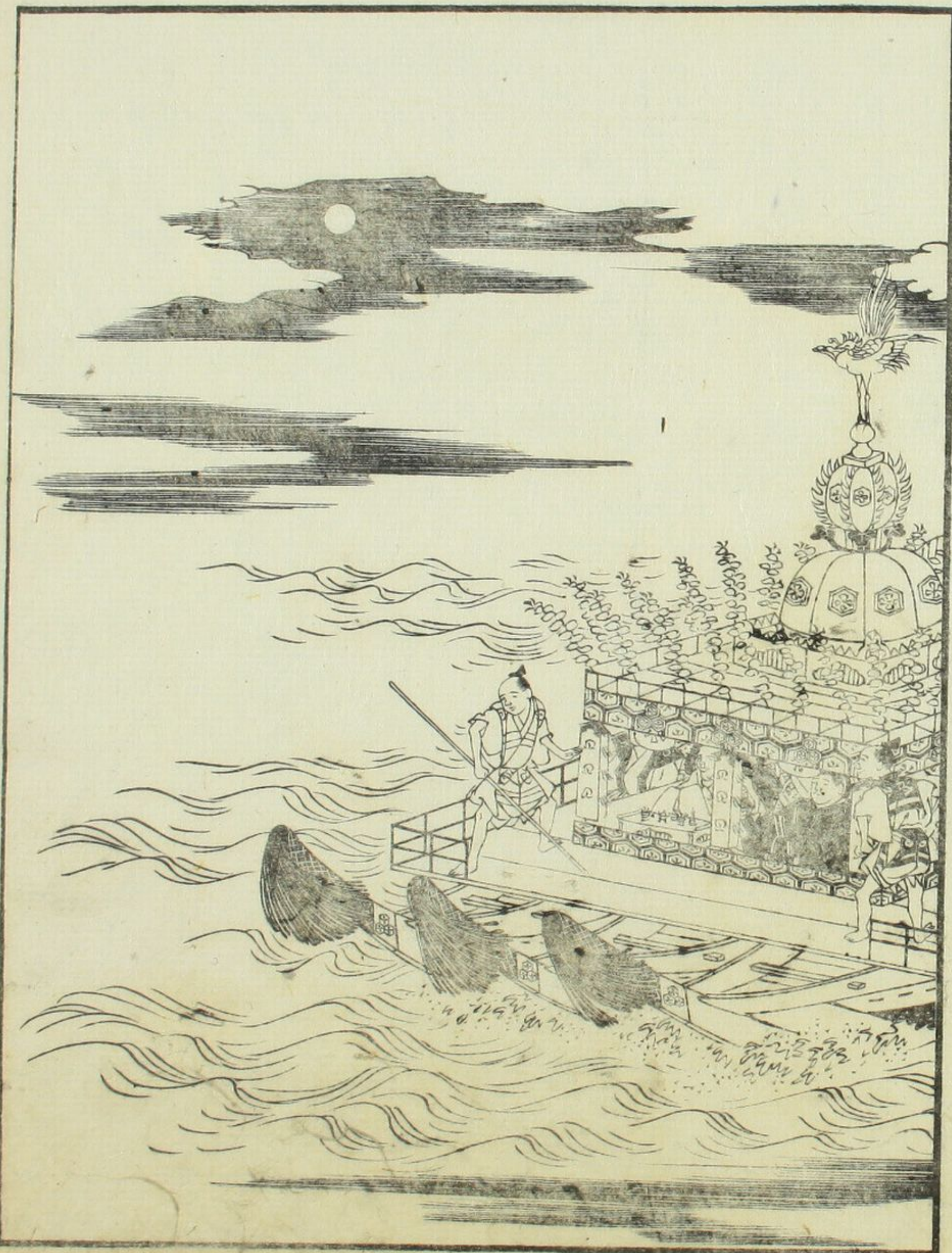


清光を奪たり
 或ハ心太の立賣
 小喉をひやハ
 後縮の行むり
 小胸をちつく
 次橋上の豆
 音ハ雷もところ
 譲る一浩奇
 飲たきり登乃
 暑をおもいん
 誰ハ夜の闇を
 知らんまことハ
 が廣島の一大壯
 観たり

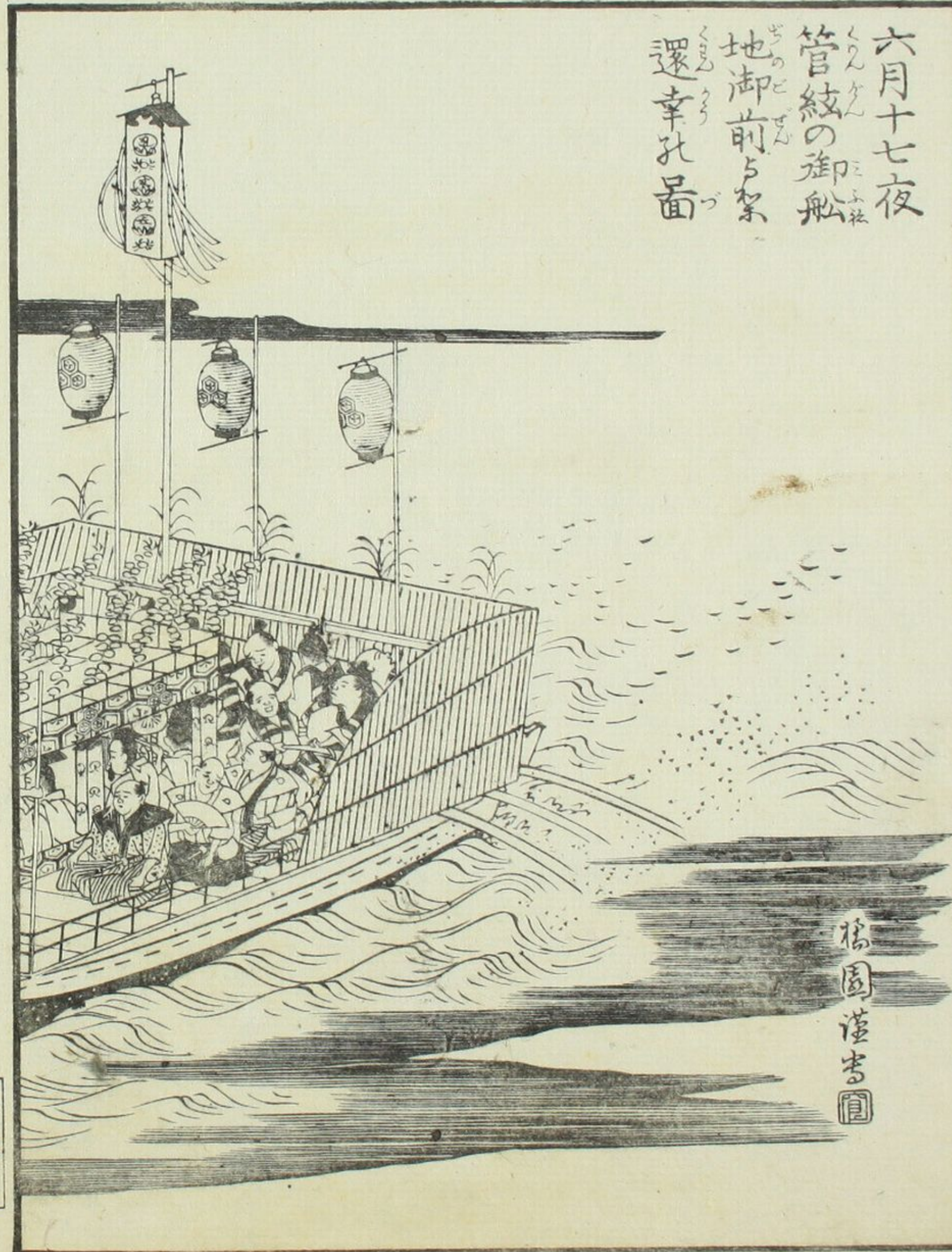


舟人とも
 御供船川
 口を出る番
 づ

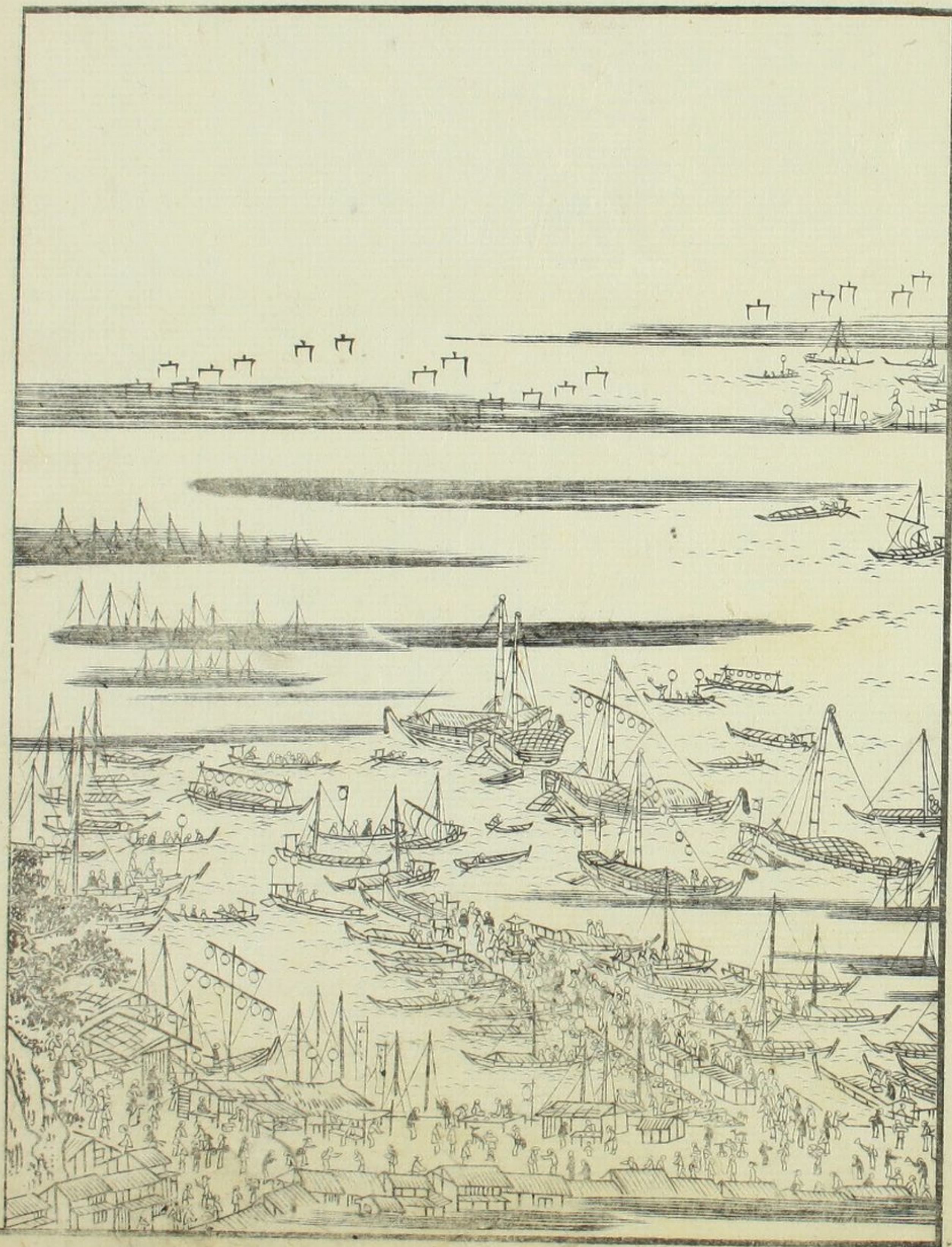




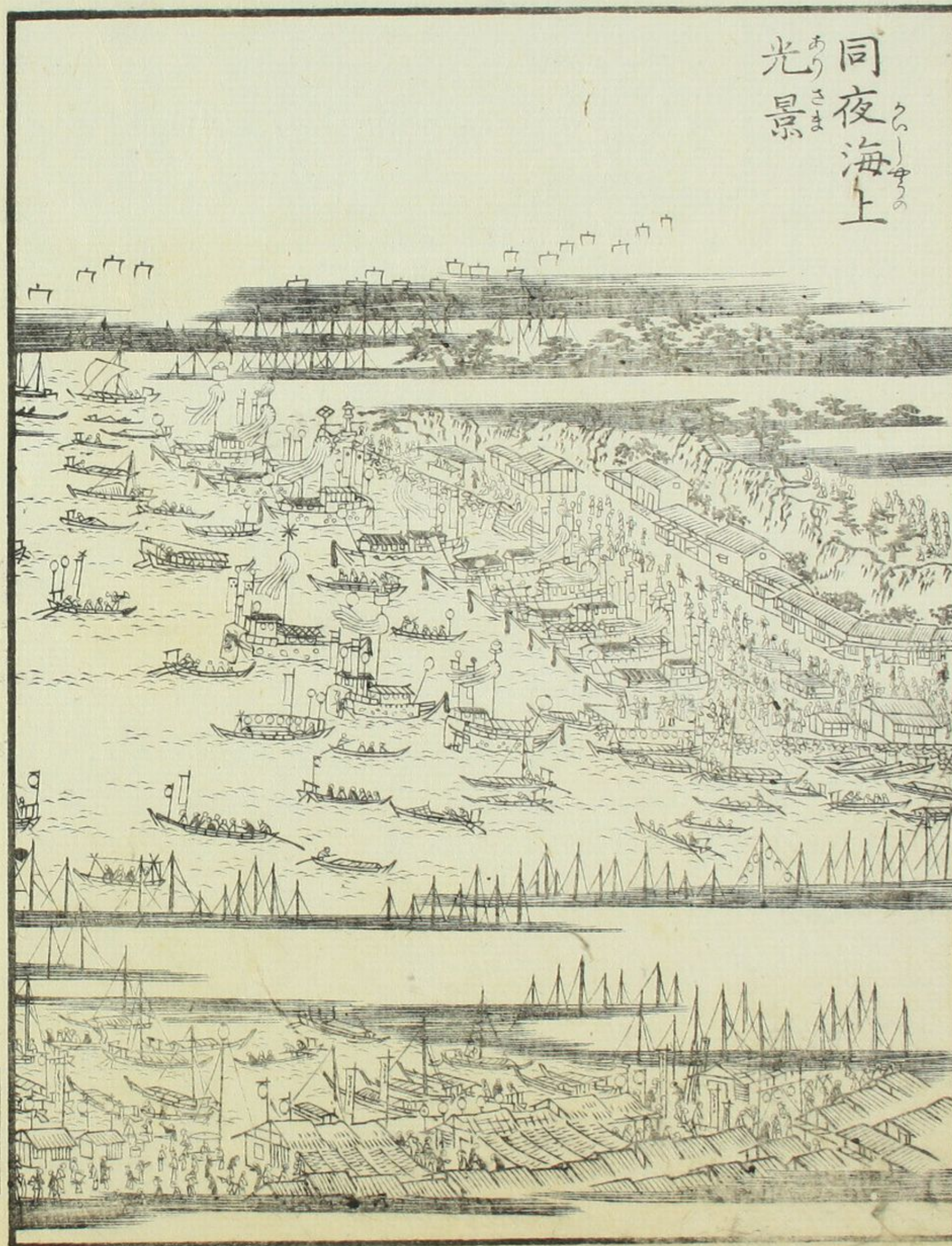
六月十七夜
 管絃の御船
 地御前と架
 還幸孔番

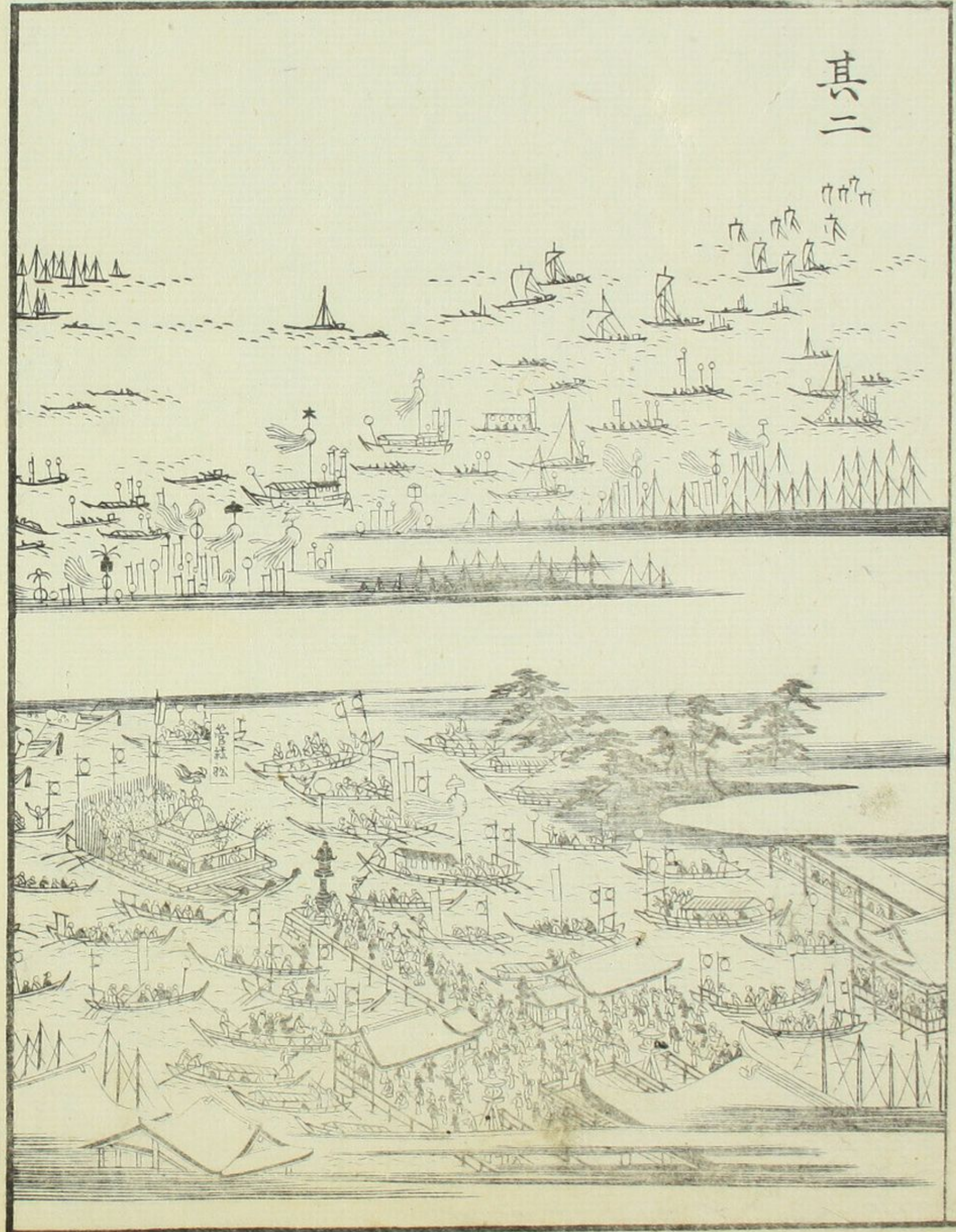
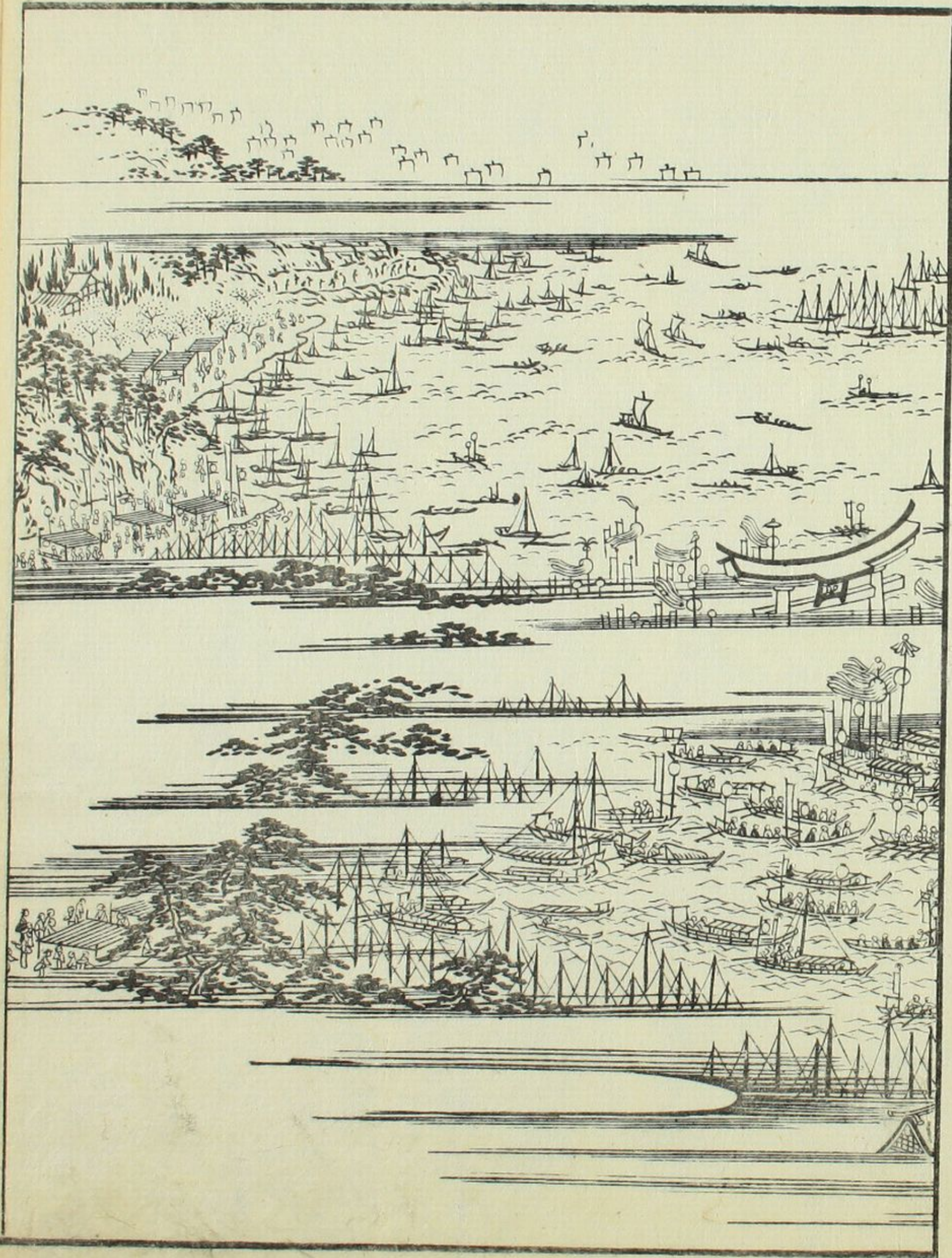


梅園漢書園



同夜海上
ありさま
光景





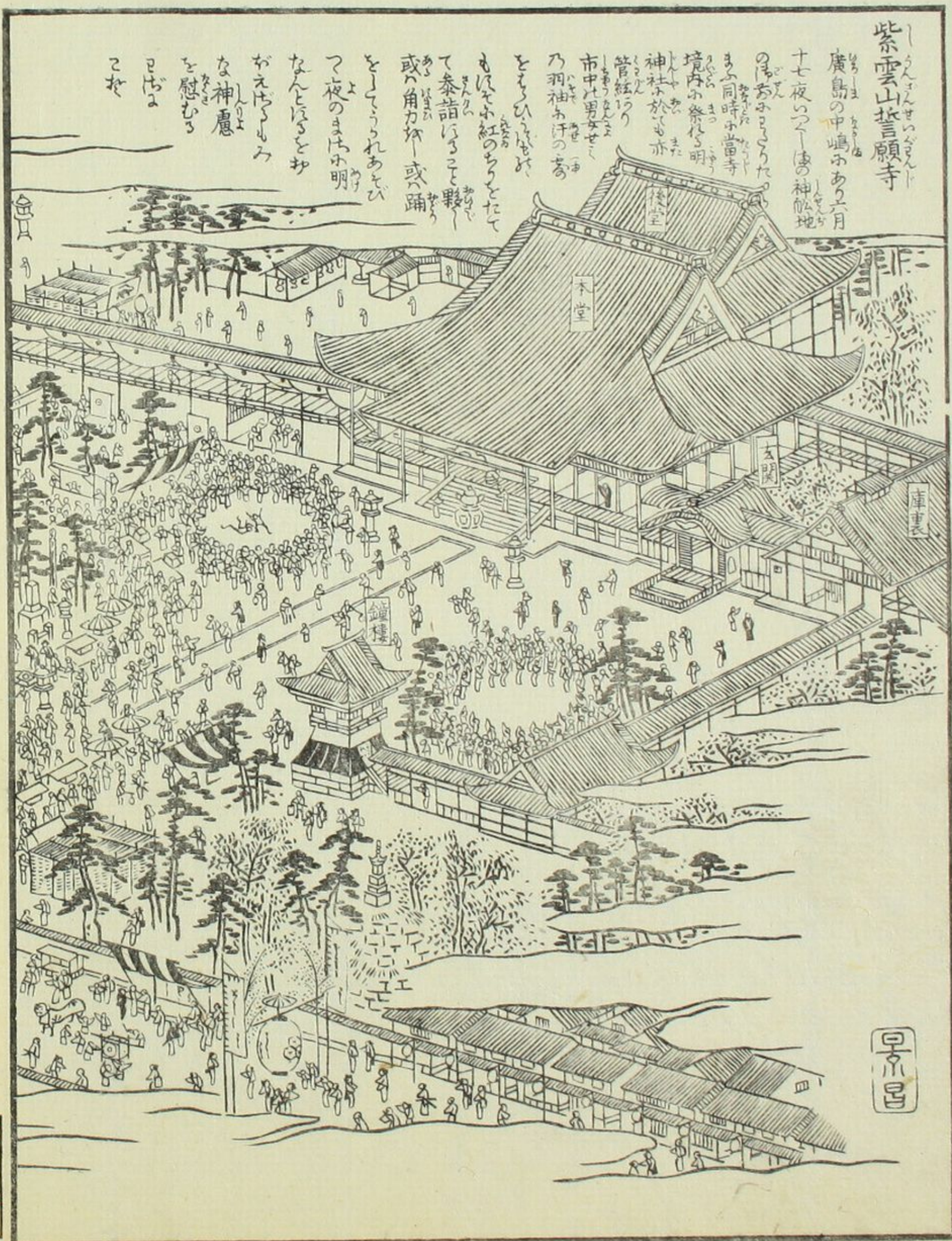
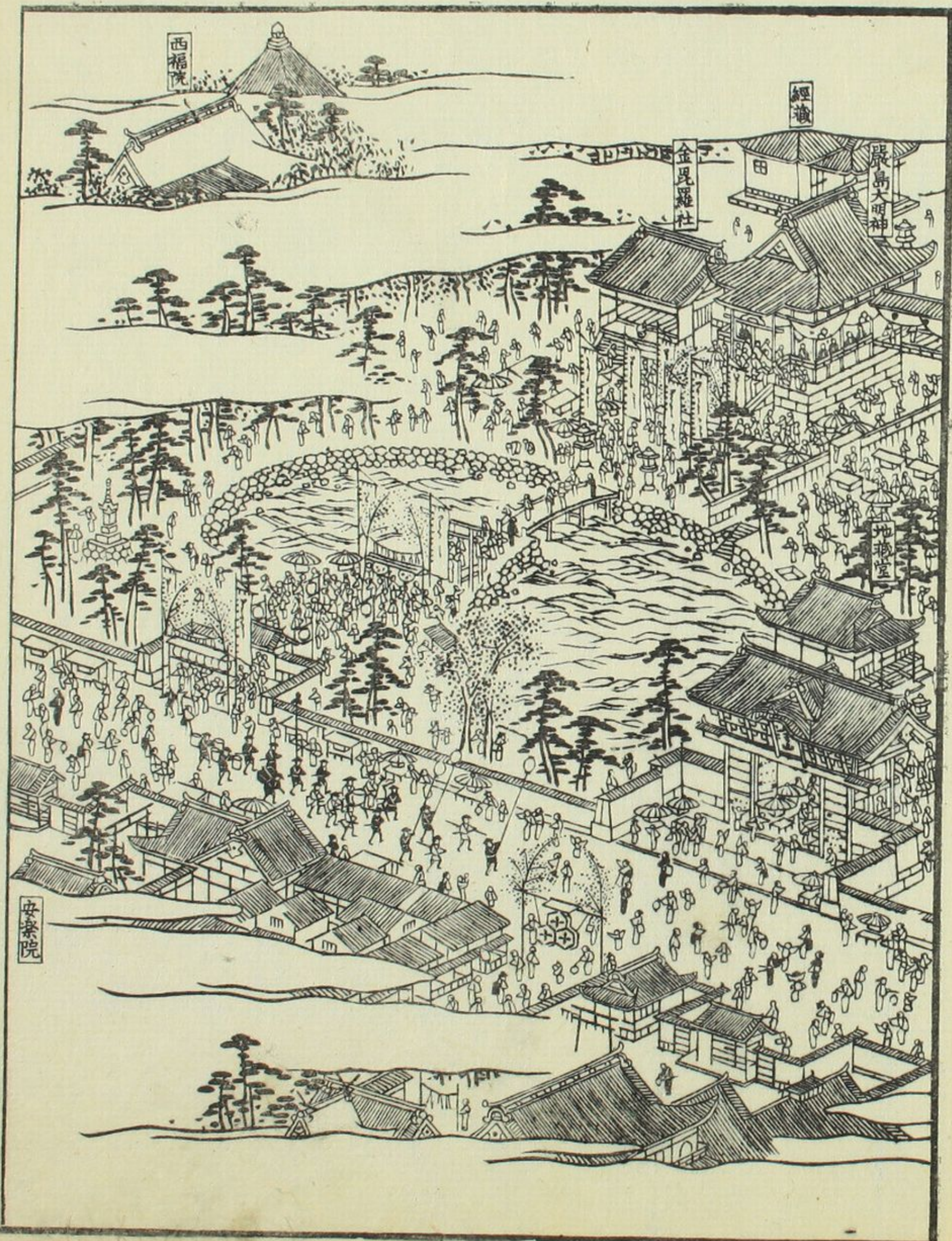
この日より十二日まで大宮之棟拜殿にて供僧寂勝王經を讀誦次
十七日夜船管絃

十六日の夜舟船三艘を舟池にちり座をつつ祇竹まで井藩を借ひ
屋敷を借りはまくの彩花燈籠を懸くこれを舟舟組といふ十七
日申の尅大多居の正面より乗出次諸祠官座主供僧各装束をな
し舟船小候を水主十人烏帽子素袍袴にてその行儀最嚴重
なり是を舟船泛といふて伶官樂を奏し衆僧伽陀を唱へ
地歩前より押送り火建石の多ふて燈を奉くそはより外宮多居
の内より舟船をいれ樂を奏し伽陀を引くその後舟船を廻し
中流より奏樂讀經し長濱より一惠み須社の前よりまた樂
を奏し大多居の内一漕いれ乱声を奏し吉先并は客人社のま
へ来てまた奏樂伽陀ありその後大元浦よりとも奏樂伽陀あり

て後舟船を舟池より一此この夜府下より舟供船とて百餘艘を
いし舟船の行儀小随ひて進退を其粧ひ甚壯觀しして吉端等
頭の盡次へきに次れよる二階屋敷船屋敷を作り金銀をち
り免珠玉を饒り錦の上幕後の水幕紅紫水上亦籠り燈花波
る小漂ふ比しも六月の暑丸空をかり涼風徐よ来りて美人夏を
おえ次武ハ舞ハ碓ねらり或ハ船ハ棹さして祭儀を拜見せんと次
るもの海上は充滿し船艦相争り寶ふ海西の大祭岩社の
勝りなり六月望あれは浮の十七夜神事にて管絃あり俗まこ
れを居管絃といふ

七月

七日舟出子
同日両宮供
此日早曉大宮神前にて靈室を晒次
神葉衣子の舞あり



紫雲山誓願寺

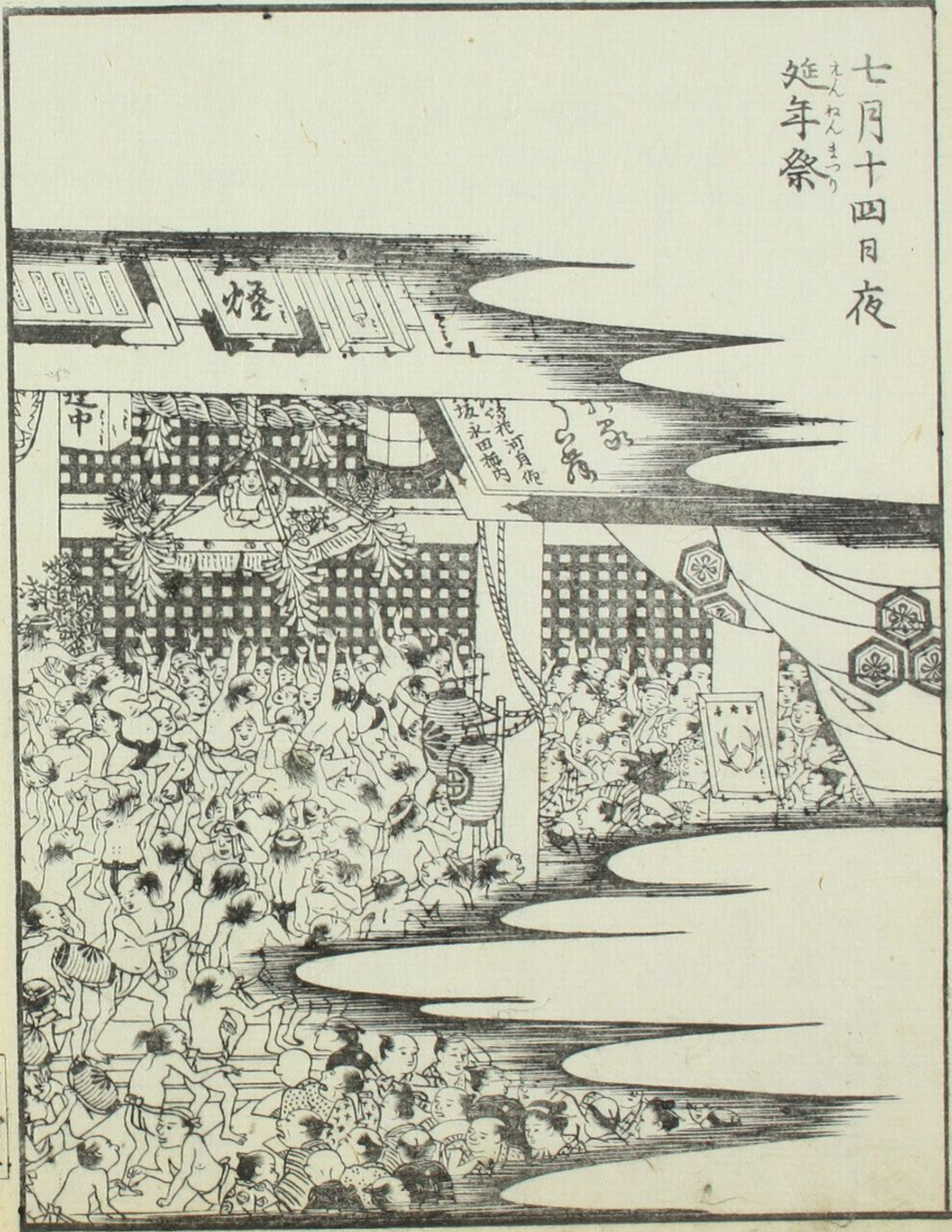
廣島の中嶋あり六月
十七夜の傳の神地
の傳ありし
まふ同時中島寺
境内の誓願寺明
神社於る亦
管絃あり
市中男女せ
乃羽袖汗の香
とそいふは
もほそ紅のちとたて
て泰詣はるこ戦
或ハ角力ハ或踊
をいふれあそび
つ夜のまほか明
なんとはるをせ
がえはるもみ
な神慮
を慰む
日也
こが

十四日夜延年祭

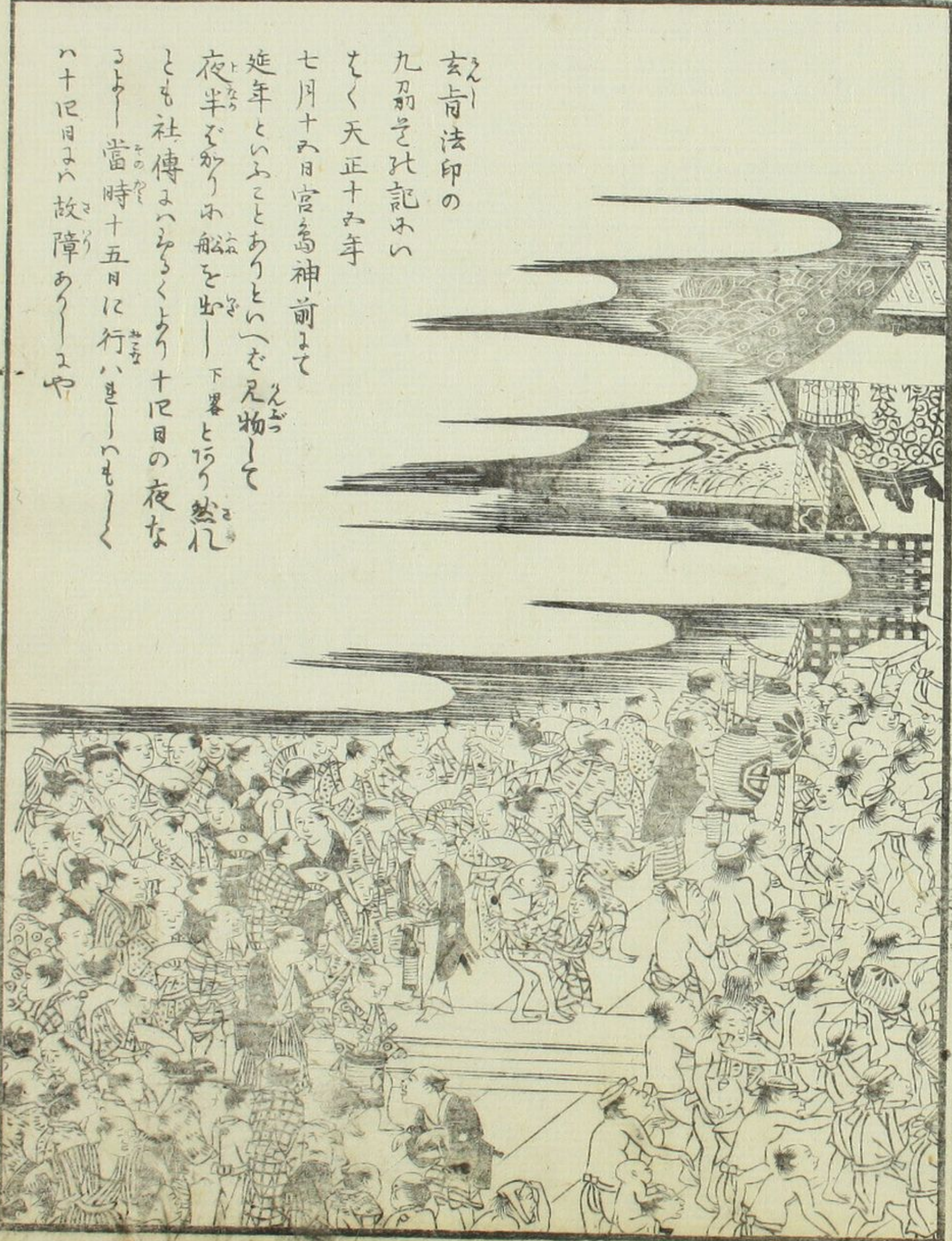
供僧伶人こころく出仕大宮三棟拜殿こころて曼これを行ふ五尺四方の臺こ
れを地盤といふ盤のうへに隅小梅松櫻の造り枝をたて旧手切切りけ
中なか小三尺余の本偶ひとかたを装束美麗うつくしくふかけりたれく像ハ大概福神の形
よして毎年としごと小異なり盤上いしは灯を挑たくげ拜殿のうへに釣りあぐりはて
薄暮あせ小至りて相箇の鐘を鳴なせを東西の両町より男子おとこをあは裸躰
大童おとこ小て西の方ハ次ぢうハ揚觀音堂の色東ハ坂本山王の拜殿いんぎんよて
幣ぬい榜ぼう一鯨音くじゆん三度さんどよ及んでこれさ祀まつと大宮拜殿おほみや小けゆく西の
尅く供僧廻廊小参着まゐ一その後また被殿ふきより三棟さん入る先驅せんぐ三人素
袍袴侍帽子あは小て地盤ちばんを杖つゝりこの地盤といふものハ長さ七尺余の
角かくちる本もとを骨ほね小して麻あさの如く地紙ちじを付つけたるものなりはて供僧六人
袈裟けさを以て頭うらを包まく開口くちを哥うたふままと左右行者さうまの祈いのちといふとあり

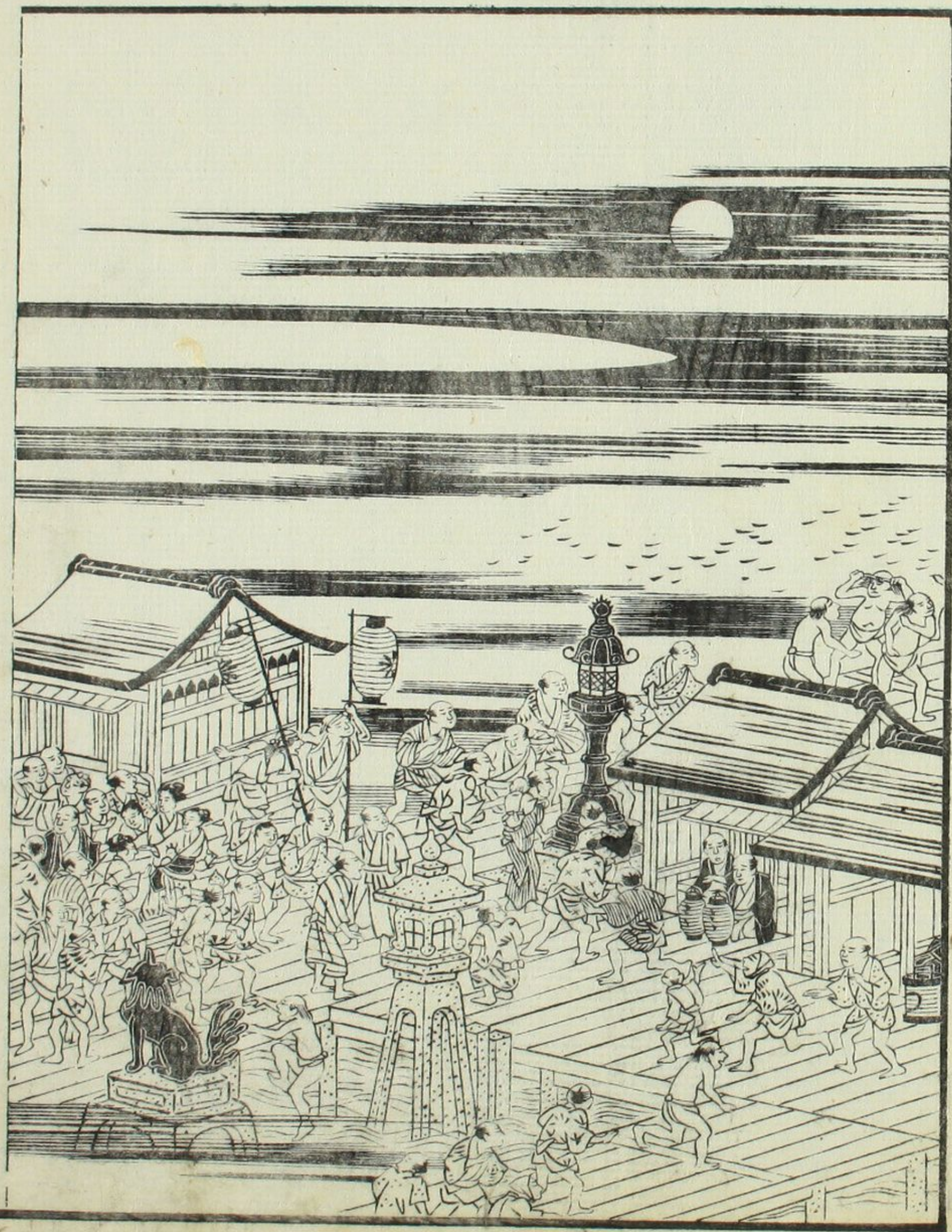
僧一人半衣はんいを着きけ背せ小にて手てをうけ地盤ちばんの下に卧よさし是これを延年
坊ぼう主しゅといふかくて左方さほう右方うほうの行者一人ひとりづ出いて是これを祈いのり地盤ちばんのうへ
の人ひと形かたち小のりううつつむ次つぎは六人猿さる楽がくといふとあり僧六人梨なし打うち鳥帽とりぼう
子こ次つぎ着きて玉手たまて鉈なたをたきき調しらひ舞まふて被殿ふき組入くみいれの内うちは伶人れいじん
青海波せいかいばを奏そう次つぎこの時ときの裸躰はだかの者ものとも釣つりたる地盤ちばんの下したにちり足あし
をこ爪つめをひくく盤中ばんちゆうを窺うかがふその探合たんあひう免めんく声こゑ殿閣てんかく
廊らう臺たい小ひびびくく山やまよこたまり海うみよここて雷霆らいてい震動しんどうも去さり
魄たまも消きるかと賞あが由よしかくて地盤ちばんを下くだ次つぎとひひくこの本偶ほんまをを奪うばひ争あそ
ひひ方かた声こゑをうけて取と合あふふここははなな沸わきき首くびをう得うるを以もて先途せんどと次つぎ
のの祈いのち神かみ たあく取と得うる者も裸躰はだかなれは隠かく次つぎこと能あたははむ彼方あつちへこ
ここちちに奪うばはれ上あままららび下くだは伏ふしし或ある持もちて樓臺ろうたいのうへへ途みちのの
り或あるははここままて沸池わいぢの潮うしほふふかかき漂かふふ左ひだりは一ひと群ぐん右みぎは二ふた群ぐんもも合あひひ

七月十四日夜
延年祭

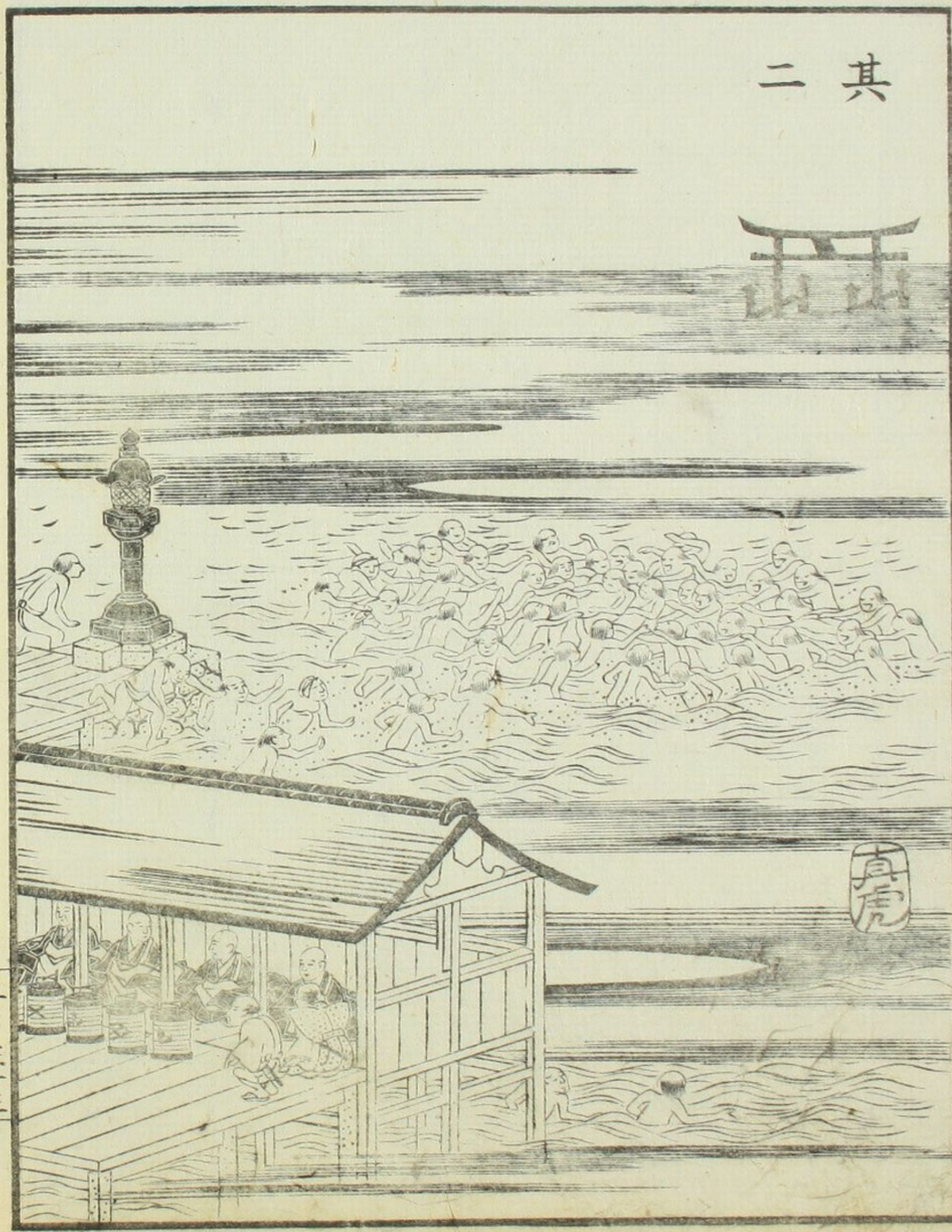


玄旨法印の
九羽そ記記の
とく天正十六年
七月十六日宮島神前まで
延年といふことありといへむ見物して
夜半をかり小船をわし下界とけり然れ
とも社傳よりいへりくより十四日の夜な
るより當時十五日に行はき一もく
ハ十四日より故障ありとや





其二

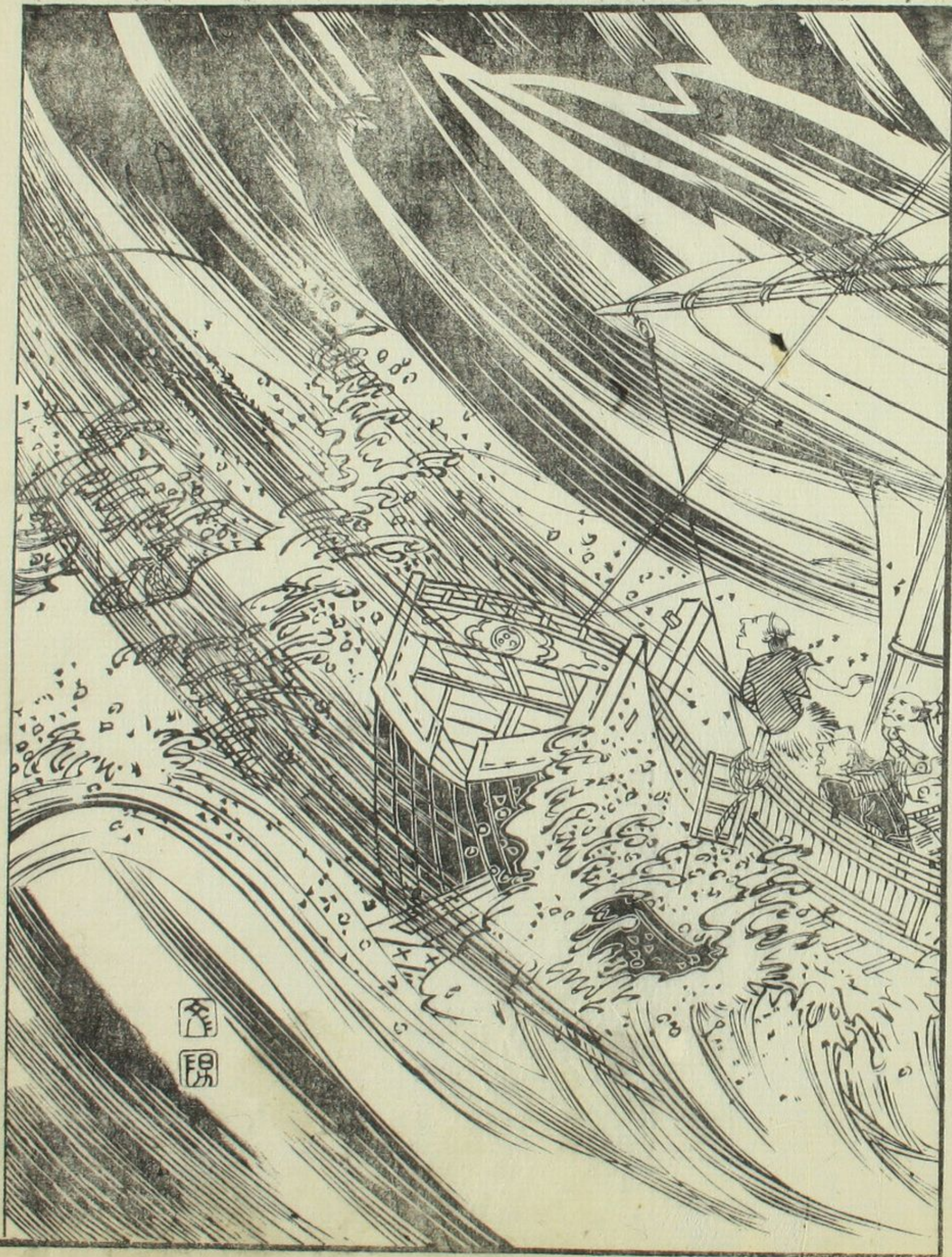


彼是を疑へり後小淨首のまじりて定りぬき東ハ鏡居西ハ次ぢ
りハ揚めて大音声小淨首を得たりと名乗るなりかくはる木どにう
くしく粉塗はる粉地もまけて本地となり耳目のよいためさ(なくいひ
たつれば見苦し丸ものなれどもは淨首を得たる方ハ其年福ありとぞ
またまじり得たる者ハ殊に給ひ祝ふと去り一文政六年はまりに
争ふと甚しとて十五歳以下の童子の外ハ出ること被留るるは
小これも競ひなるとて文政十年よりまたもとの如くおどなり

同夜延年舞

上件小載たるの地盤をねら次と祀供僧と大宮より客人宮の組入
列座次供僧の内少き僧一人黒衣を着し素き帯袂先頭ハ加衣沙
を以てつゝ淨殿小向て舞ふまた一人笏拍子を取て朗詠をうたふ
これを延年舞といふ香川南濱の秋長夜話この事被記しむらじ

仁和寺淨土僧家の綱勢にて淨座するが南都北嶺の大衆年頭
の淨祝儀申上るに淨土より御盃をたまふその時延年をまひ
たる夫より諸國ふても大會執行の時をたゞ次この舞をまふ
こと式例となれり遐齡延年の義を取りて名とせり文明の頃
甘露寺親長に記も載られ注しハ乱舞とあり安宅の謡よもと
より弁慶ハ三塔の勇僧舞延年の時此和哥といふもこまたり
安宅の能も延年此舞ありて一子相傳の舞ひあるよ一今も
絶好ると我今も南都真福寺甲州身延山などこなこの舞あり
嚴島ハ一つの頃よりこの事始りん知る次恐らく仁和寺淨土
主人助法親王大聖院に住せたまひより始はるなるべし云々とあ
り田中芳樹が丹霞漫筆小南溪の説をひきき謡曲拾葉抄に
いづるも日一然れども更又大寺の大會執行の時まかまはるるまで



陽
月

たがえん
多賀江念
ぶつ
佛の由末



五ノ三十五

ふいのり東鑑卷二十建曆二年十一月十四日 中畧 繪合事方献
所課又召進遊女等是皆摸兒童之形平文水于付紅葉菊花等各
鄂律盡曲此上堪癢若少類及延年云々また日に十一建長三年正
月九日政所向注所等勝負延年 勝負ハ雙六の所をびるさなるへハ三十五寛元二
年十月十三日の件ハ雙六者於侍者可被許くと見
仲情変といひこればかりハ當時 などもつたが 哥籥のとなり 名義ハ舞拍
公さまもつても行いさしてつておもしろ
子のねもつらには愁を日次き年を延るといふよりねるまること庭
訓往來の件 二月 詩歌管絃者邀齡延年之方也まご下学集ハ管絃
延年とつけたるなご思ふべーとつり

九州の記 玄音法師 回七月十五日官島神前小延年と
いふとつりといふを足物とて夜半おかりは舟をのぞいた
のつみよとまりつりつり

十六日十七日両夜多賀江念佛

東町の濱よてこれを行ふ相傳ふむう伊豫國北条の地頭多賀
江兵清某といふ武士當國小乱入令戦せしことつりその時兵
船をこの沖小繫しに折節神殿小舞踏つりしを見て多賀江
が兵はまづの悪口をなご放逸ちりし立安し神罰つりて
風阿き波たち人船ともい流没をそれより多賀江に幽魂とつり
ど海り渡海の船舶小障碍をちりし其靈をなごめんがため七月
十六日多賀江の洲よて念佛供養を始しとご今ハ十六日十七日の両
夜僧俗百万遍を行ふ

十八日佛洗
東西両町よりいで神殿廻廊を洗ふこれを佛洗といふ

八月
九月

九月両宮重陽法供

十二月新嘗法供

この日両宮は新穀を奉る是を秋来の法供といふ諸祠宮内侍これを行ふ燎をたき舞楽あり和琴古笛を用ひ榊葉東遊永子を舞ふまた扱頭還城乐あり

十日大官祭

或三月十五日の如くこの月ハ菊花を奉るまゝ供僧一切經會を行ふ

十月

十一月

申日鎮座祭

この月初申の日は是を行ふ蓋一佛神の鎮座あり十一月十二日小て持の日壬申なり一故この日を用ふといふ前月末の亥日よりけ日まで

十日のる島中八音を停免祝師齋所小入て潔齋を替の餘當日の祭儀ハ二月初申と異なることなる後ハもら一但法燈消といつることあり諸祠宮出仕の榊の舞ありて諸殿の法燈を残す次消を暫くありて上に友人鎮坐靈秘の祭祠を脩をまた覆槽置といつことありその子をて國府属官明子の曲をうたふ畢りて法燈を一度ハ挑く殊勝なることたとんは物をといふ

十二月

八日引声

この日より十二日まゝ供僧兩宮は於て阿弥陀經を轉讀を

十七日法華會

容神宮經座を於て供僧法華經を轉讀を

廿五日法衣總

此夜より祝師棚守齋所小入り内侍をて翌年元旦は奉ること後の新衣を總いしむ



ちんせいのじんとう
初申神事

晦日山伏

申の尅供僧座至大聖院たいやういん舎しや一餐いん夜やのの尅く射しや及およんで前ぜん驅ぐ元げん
素す袍ぽう袴かぶつ烏う帽ぼう子こまで先ま進しん中ちゆう小せう幣へいをを押お立た螺ら貝かいをを吹ふ供く僅げんハハ
小せう松しょう明めいをを兼かねり大だい官くわんお殿てん馳ちせままる馳ち驅くのの名な松しょう明めい夜や嵐らん小せうふふ
散ちり家いへ屋や草くさ本もと觸ふるといいどもその火ひ掌てで他たはは移うつるとなな一いち故こもそ
の餘よ燼じんを取とり火か災さい除じゆのの湯たう符ふと次つぎ且かつまたけ夜よ烏う肉にく并ならり府ふ下げのの業わざ
恭こう情じやう一いちお殿てん廻まわ廊らうは幔まん幕まくをを赤あかららハハ屏びやう風ふうをを圍かこみ酒しゆ宴えんをを一いち年ねん籠かご
といふを次つぎ○子この尅く射しやの鐘かねひひけいけいとくく退たい出しゆとと若わ潮しう逆ぎやくといいづ
るなり

日別湯供

日ひ毎まい洗せん米まいをを兩りやう宮くわう一いち献けんトト拜さん請ぎんのの業わざ賜たまふ

月次湯燈

毎月朔日七日十五日十八日廿六日廿八日しんてん神しん殿てん百ひやく八はち燈とう并ならり小せう廻まわ廊らう百ひやく八はち乃なり
燈とう籠かごへ火ひをを點ともも一いち奉かう納なふ阿あままハハ原りん時じもも上あるるなり

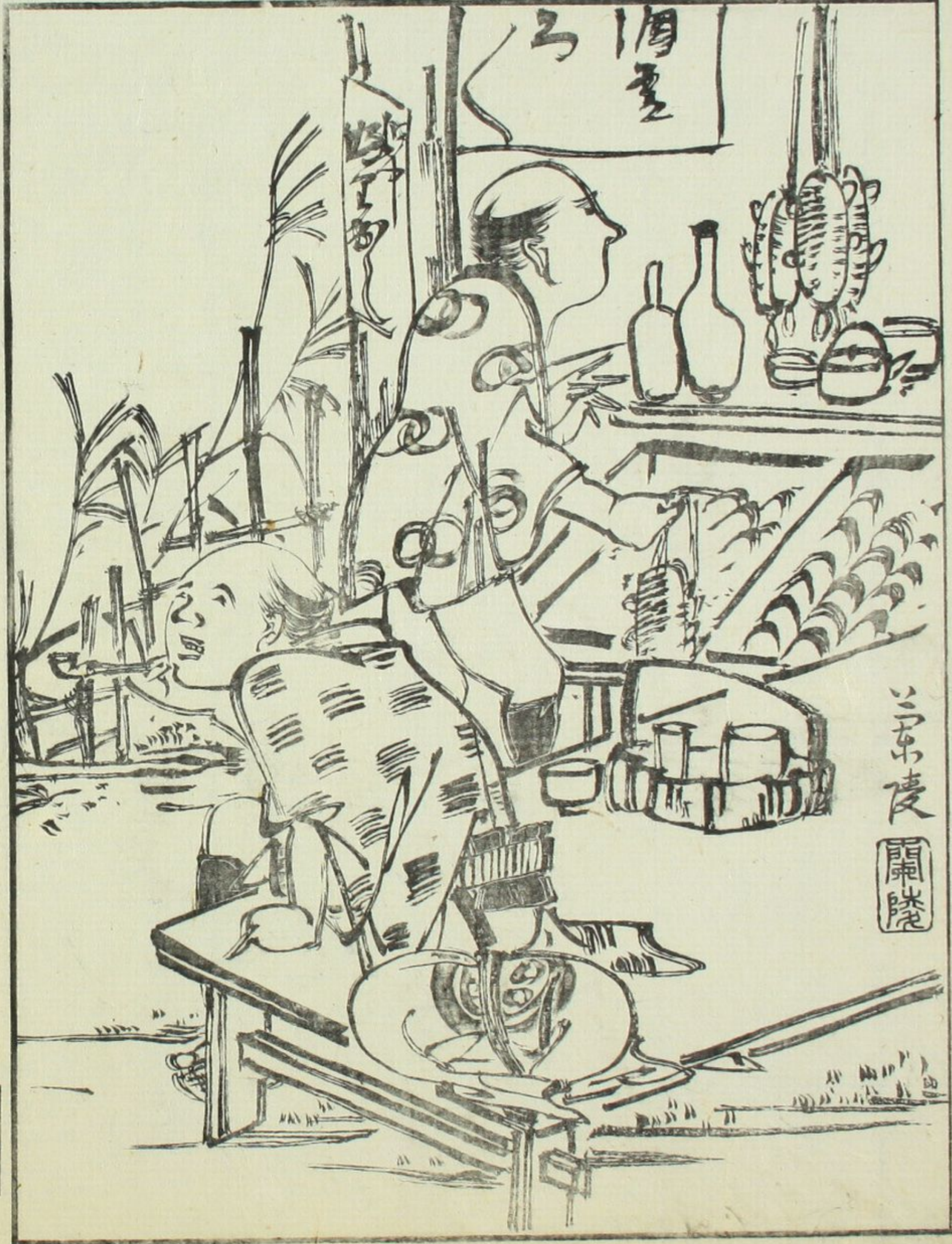
神鹿

補遺

當たう島しま小せういいまま一いちへへより鹿しかののねね布ふく居をることこと西さい行ぎやう法ぽう師しのの撰せん集しゆ抄せう
鹿しかをを加かるるされを湯たう山さんののをを一いちららなな知ちととああぢぢよよてもも知ちままた



里近く
人お
たぢあき
床の音も
あてつ終い
おれ
秋の
夕暮
岡田
清



三景
關陸

リ獸類けつるいのうちよてことほる鹿をいひる故を世よ小くかく知し
る人なり大和やまとの春日かひるひ社やしろも鹿いとたぢり彼社かのやしろなれその神かみ
天兒屋命あまのこやねのみことふまりて神代かみよ天照大淨神あまてらすにわかみこと天のいそ戸いそも
ふせたまひいとた天あめの香山かみやまの鹿の肩骨かたほね拔ぬきて占合うらひあたまひ
鹿しかトの故ことより起おこるなり當島あたしまなる然しかる小あふ次つぎむら
仁徳にんとく天皇てん難波なみのの高津たかつの宮みや天下知食あまのたしをる三十八年の
七月しちがつ皇后きさきも小高臺たかたののありてよなく日暮あつさを避まけたま
ふ焔あきのそど免とのことなれを免と餓野がのの鹿のつまふも寥さや
亮あきらたてえてあられなり晦日つごもりがよなれる鹿のなりぬ夜よあ
りけり何ゆゑなによこよひの鹿のそゑの起おこえぬと天皇てんいふうお
もわゆる小翌つごひのあした猪名いのなの縣あがたの佐伯部さあきべ芭苴わぢんべをたて
まつりいなるものと膳夫かひて小といをたまへ鹿なりとぞ奏そう

いけるいづこの鹿しかぞとのたまへを免と餓野がののなりとぞ奏そうする
天皇てん叡慮えいりよ小ねもちけく夜よごと小な起おこ鹿のそゑ一昨とつひ夕ゆふり
絶たえより佐伯部さあきべが得えたる日得ひたる野のをたもふをた
して朕ちんが聞きつる鹿しか小あこ被ひり朕ちんのぞろ懐抱ものかみひのある城脚えんかく
たる鹿のそゑも慰なぐさむるこつる小かき朕ちんが愛あひむるころを知し
るぞといへどもなむ恨免うらみ起おこるごりなといふく逆鱗さかきりんましく
て當國たうこく淳田じゆんの郷さと移うつつらたまひりこれ今の佐伯部さあきべの
祖おやなりと日本みやこ紀きもまるたまへり當島あたしまの祠官いそかんもまたな
佐伯氏さあきなればたもふかの佐伯部さあきべの支流しゆくまで祖先そせんの鹿
ゆゑも移郷いさやうの罪つみ小あを懲こりて子孫しそん小この獸けつを殺ころむをた
かく誠まことを患うれつるゆゑたのつる當島あたしま小鹿のたぢりなれ
るちぢべりまた鹿を大明神たひめいじんのつういたまふといひなるは



つごめりやま
晦日山伏



ハ鹿しかいとより仙獸せんじゆうなり茸しんじゆう茸しんじゆう山さん小せう加からられ養やひ草くさを谷原やんげん小せうえ
るびつつをみまことまことかきかが蒼白そうはくの齡よひを保たもつべき所ところなりなり
されしバ市し改かいて裁さいま社壇しゃだん小眠せうみんりて往來ゆききの人ひとはたどらるるに大明
神かみもその性せいの馴なれやまを免まぬでたまふならんこれこれもよんよん也
ころころななららししもああららじじいいししふふ八はち年ねんの三月さんげつ小石見いせきの必かならず濱
田たより鹿しか一いち改かいを檻かぎ小せう籠かごりりたたりり来きたりりその添書せんしよ小せういいまま
筑州ちくしゅう宮みや島しまより明神めいじんの信使しんしと申まをて當地たうち瀬せ戸と嶋しま嚴島いんしま
社しゃへ鹿しかのままううででゆるゆる往古いこより有ありりもも一いち歸路きりよは逆さかひひの時ときも
人ひとをもて枝えだととううへへししゆゆりり里老りらうの口くち傳でんももいいははけけ夜よももその
例れいままかかささゆゆととありりて濱田はまた祇ぎ園えん社しゃの神かみ江本えほん宮みや内うち瀬せ戸とが
ししままの年寄としより六む左衛門ざえもんの連署れんじををううるるれれいい神かみののつつららりりふふたたりり
もうもうななららししももああららじじいいししふふ

